

第2編

子ども・子育て支援事業計画



第2編 子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

平成24年(2012年)8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これらの法律に基づき、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実などを図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年(2015年)4月より本格施行されています。この新制度により、市町村が幼児教育・保育の実施主体として、5年ごとの教育・保育の量や質の向上を定めた、子ども・子育てに関する計画(市町村「子ども・子育て支援事業計画」)を策定することになり、本村では平成27年(2015年)に「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画(第1期)」を策定しています。

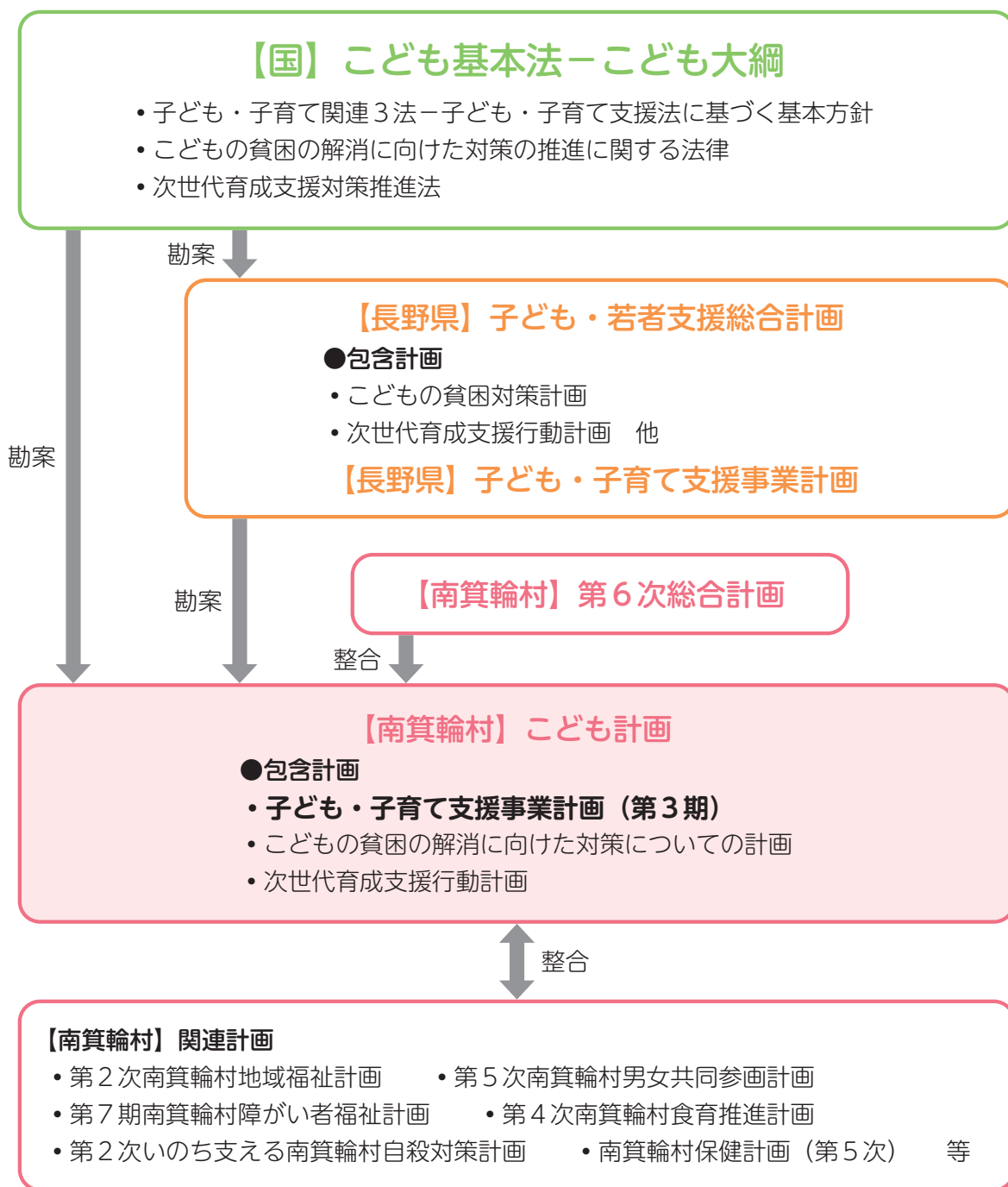
本村はこの計画に基づき、本村の子どもを取巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもにとっての最善の利益」の実現並びに子ども・子育て支援施策を通して誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりの推進ができるよう、令和2年(2020年)に「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画(第2期)」(計画期間：令和2年(2020年)4月～令和7年(2025年)3月)を策定し事業を進めてきました。この第2期計画の進捗状況などを踏まえ、効果的かつ総合的に進められるよう「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画(第3期)」(計画期間：令和7年(2025年)4月～令和12年(2030年)3月)を策定します。



2 計画の位置づけ

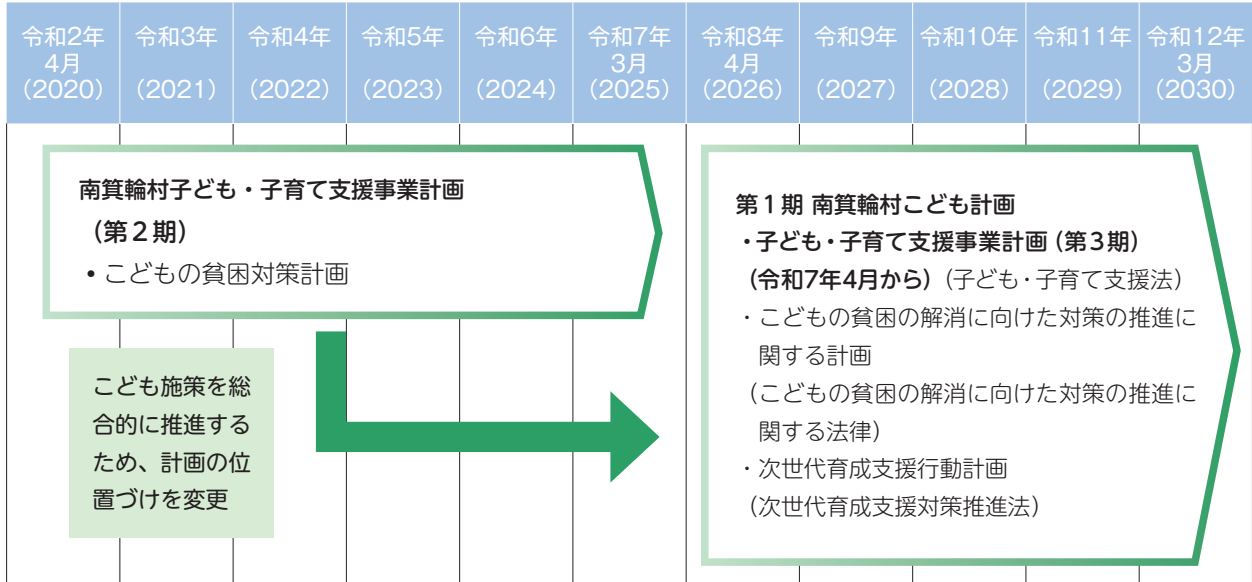
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる法定計画であり、同法第60条の教育・保育を提供する体制の確保並びに子育てのための施設など利用給付の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定するものです。

本村の最上位計画である村総合計画をはじめ、「南箕輪村地域福祉計画」など、関連する諸計画との整合を図ります。



3 計画期間

本計画は、令和7年（2025年）4月から令和12年（2030年）3月までの5年間を計画期間とします。



第2章 こども・子育て支援の課題

1 本村のこども・子育て支援の課題

(1) 切れ目のない子育て支援

こどもの健やかな成長と、安心して子育てができることの実現のため、令和6年度（2024年度）に「南箕輪村こども家庭センター」を設置しました。こども家庭センターでは、関係機関と連携しながら「南箕輪村版ネウボラ」として、母親の妊娠期からこどもが18歳（高等学校卒業年齢相当）になるまでの子育て期に切れ目のない支援をしていきます。

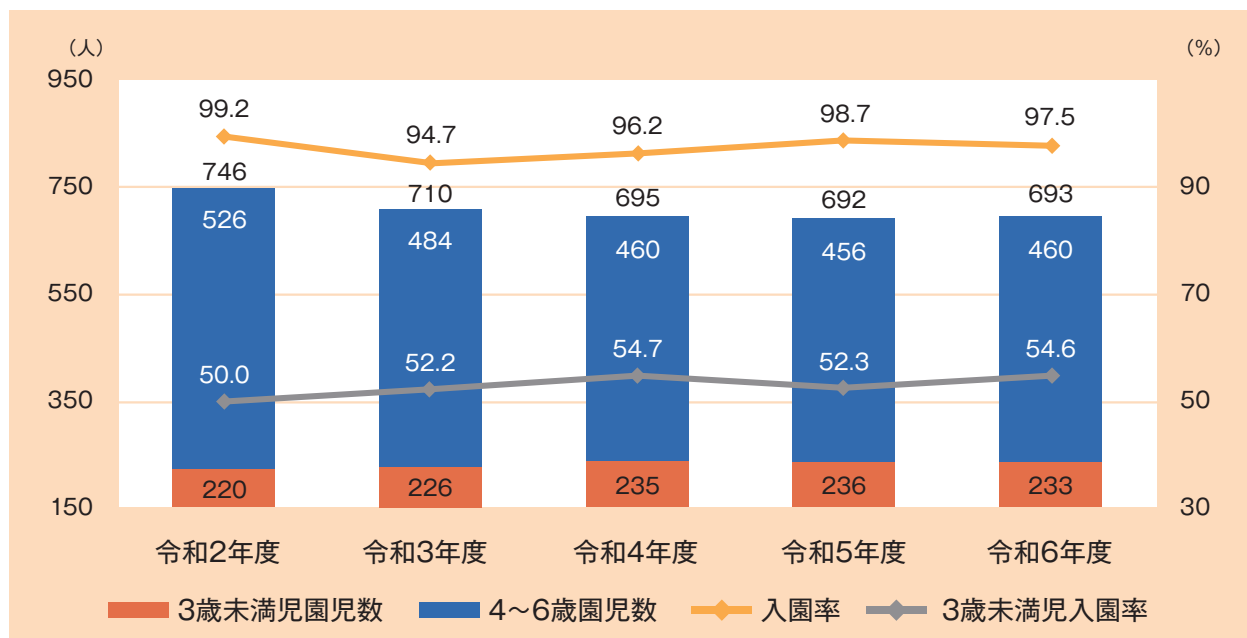
こどもを持つ家庭に寄り添い、必要に応じて関係機関につなぐことにより、妊娠・出産や子育ての不安などの相談支援や、児童虐待の予防に取り組むことが必要です。しかしながら、支援の内容は多岐にわたり、複雑な問題がからんでいるケースも多いため、広い視野と知識を持つ人材の確保が課題となっています。

(2) 多様化する保育ニーズ：3歳未満児保育の増加

令和2年度（2020年度）に746人であった園児数は、令和6年度（2024年度）には693人と53人、率にして約7.1%減少しています。3歳以上児は減少から横ばい傾向にありますが、3歳未満児の入園児童が多くなっており、入園率は5%近く増加しています。

直近の令和6年度（2024年度）は、3歳未満児人口の約55%が入園している状況ですが、昨今の経済情勢などにより、今後も3歳未満児の入園希望は高い状態が続くことが見込まれます。

【村内保育園の園児数と入園率の推移】



【資料：こども課 各年度3月1日現在】

本村では、未満児の増加に対応するため、施設の増築、保育士の増員などで対応してきましたが、未満児の保育については、一人の保育士で受け持つことができる園児の人数が少ないこともあり、継続した保育士の確保が必要になっています。

【村内の保育士配置基準】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育士1人あたりの子どもの人数	3人	5人	6人	15人	25人	25人

※1歳児についての国の基準は、こども6人に対して保育士1人

(3) 障がい・疾病などの早期発見早期支援

こどもの心身の発育・発達を観察し、障がい及び疾病の早期発見のため、乳幼児健診や相談においては言語聴覚士、公認心理師・臨床心理士、作業療法士といった専門職も対応できる体制をとり、あそびの教室「どんどこ広場」にも取り組んでいます。保育園では必要に応じて支援保育士を配置するとともに、巡回相談、教育相談員による相談といった支援体制をとっています。療育施設「たけのこ園」では児童発達支援事業所として親子通園、併行通園に取り組んでいます。村単独の事業としての保育園児SST（にじいろくらぶ）やことばの教室（ことばのへや）にも取り組んでいます。

また、医療的ケアが必要なこどもが、必要な保育及び教育を受けることができるよう、療育施設「たけのこ園」や、保育園、小中学校において、こどもの医療的ケアに対応するための看護師を継続して確保する必要があります。



第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 本村における施策の基本的視点と考え方

本村では、こどもの健全育成、保護者への生活支援、社会全体による支援を基本的な視点として子育て支援を推進してきました。今後もこの3点を基本とし、「南箕輪村次世代育成支援行動計画」の理念を引き継ぎ、基本的考え方を「こどもがのびやかに育つ村」として各施策を推進していきます。

(1) こどもの健全育成の視点

こどもの幸せを第一に考え、すべてのこどもの利益が公平に最大限尊重されるよう支援策を進めます。これには、個々の発達に応じた教育・保育環境の提供、豊かな遊びや体験機会の保障、心身の健康維持増進への配慮が含まれます。こどもたちが安心して自己を表現し、多様な価値観に触れながら生きる力を育めるよう、質の高い環境整備と包括的支援が重要です。

(2) 保護者への生活支援の視点

核家族化や少子化などにより、子育て家庭の生活実態や保護者のニーズは多様化しています。また、共働きやひとり親、障がい・医療的ケア児の養育など、家庭状況は複雑化しています。そのため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、経済的支援に加え、孤立を防ぐ地域コミュニティとの連携、専門相談強化など、多角的な支援で保護者が安心して子育てできる環境を整備します。これらのニーズに対応できるよう、保護者の視点に立った柔軟かつ総合的な支援を推進します。

(3) 社会全体による支援の視点

すべてのこどもが社会を構成する重要な一員として心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体が様々な資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力によりこどもの健全育成に関わっていくことが必要です。また、子育てを行ううえでの男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、すべてのこどもや子育て家庭への支援にあたっては、質の高い多様なサービスの提供が求められます。このような対応をスムーズに行うため、社会全体で支援する視点で推進します。

第4章 計画の内容

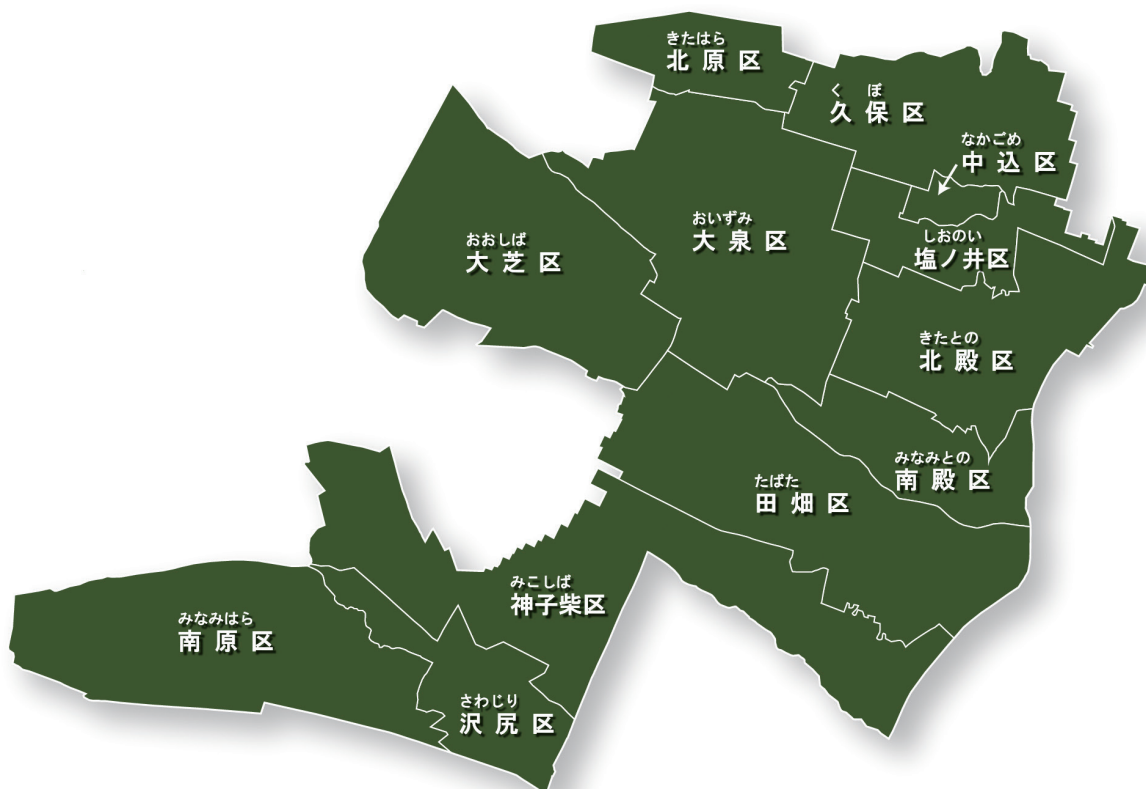
1 教育・保育提供区域について

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針では、提供区域の設定に際して保護者やこどもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本村では、児童人口の推計や村の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件などを総合的に勘案した結果、地区の状況を踏まえた整備などを行うよう十分に配慮するものの、利用者のサービス利用の際の選択肢の拡大、居住エリア以外の施設・サービスの利用を希望する際のニーズの吸収、また、第1期・第2期においても利用者が区域にこだわらず施設を利用できている状況を踏まえ、本計画においても、村内全域（飛び地を除く）を一つの提供区域として設定します。

なお、村内全域をひとつの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化などを見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

【教育・保育提供区域】



2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

(1) 1号認定（3歳以上で教育を受けさせたいもの）

・入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
16	16	17	16	13

各年度3月1日現在

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11	13	15	15	15
確保の内容	11	13	15	15	15
特定教育・保育施設	11	13	15	15	15
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	15
過不足	0	0	0	0	0

(2) 2号認定（3歳以上で保育を受けさせたいもの）

・入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
528	486	464	457	462

各年度3月1日現在

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	455	452	437	445	438
幼児期の学校教育の利用希望が強い	2	1	1	1	1
上記以外	453	451	436	444	437
確保の内容	455	452	437	445	438
特定教育・保育施設	453	450	435	443	436
確認を受けない保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2
過不足	0	0	0	0	0

(3) 3号認定（3歳未満で保育を受けさせたいもの）

働く保護者の就労と保育を支援するため、3歳未満児保育を実施しています。

中部保育園・南部保育園・南原保育園で満8か月の翌月から、北部保育園・西部保育園は満1歳から保育を行っています。



①0歳児

・入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
36	46	50	52	36

各年度3月1日現在

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	53	53	60	60
確保の内容	45	53	53	60	60
特定教育・保育施設	45	53	53	60	60
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

② 1・2歳児

・入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
184	185	190	188	199

各年度3月1日現在

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	210	207	218	221	221
確保の内容	210	207	218	221	221
特定教育・保育施設	210	207	218	221	221
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

(4) 保育施設及び保育士などの確保

① 保育施設

施設の長寿命化計画に基づき、施設の維持管理を計画的に行っていきます。

・令和6年度現在 園児定員数

単位：人

北部保育園	中部保育園	南部保育園	南原保育園	西部保育園	計
90	180	150	200	100	720

② 保育士など

令和7年（2025年）3月現在、保育士・保育補助員や給食調理員など保育園全体で184名の職員が在籍しています。3歳未満児の園児数の増加や支援が必要な園児が増えていることもあり、年々職員数が増加しています。

本村では会計年度任用職員の待遇改善や各種研修などによる資質の向上を図りながら、ハローワーク、長野県の保育士人材バンク、女性の就業お仕事相談などを通じて保育士などの確保に努めます。

3 教育・保育の一体的提供の推進

○ 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

3歳未満児の保育ニーズは今後も高い状況が続くことが予想され、保育が必要な児童を全員受け入れるためには、施設整備はもとより、新たに地域型保育事業も視野に入れた取組が必要になると考えられます。

4 地域子ども・子育て支援事業

○ 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針などに沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 利用者支援事業

【概要】

- ・こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・支援などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業
- ・妊婦など包括相談支援事業（令和7年度（2025年度）から）
- ・妊婦やその配偶者などに対して、面談などの実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業

【現状】

こども課及びすくすくはうすにおいて子育てに関する相談に応じるとともに、子育て支援関連事業の情報提供を行っています。

【推進方策】

こども館をこども・子育て支援の拠点と位置づけ、子育て関連事業の情報提供や相談・助言などを行うスタッフを配置し、利用者支援事業の展開を図ります。

令和6年（2024年）4月から南箕輪村こども家庭センターを設置し、妊娠・出産に応じた相談体制を構築しました。

妊婦など包括相談支援事業は、保健師などが妊娠時から妊産婦などに寄り添い、面談を通じて出産・育児などに関する相談に応じ、必要な支援につなげます。

・量の見込み及び確保方策【利用者支援事業】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

・量の見込み及び確保方策【妊婦等包括相談支援事業】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	150	150	150	150
確保の内容	150	150	150	150	150
過不足	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業（長時間保育）

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園などにおいて保育を実施する事業

【現状】

村内の5保育園すべてで延長保育事業（長時間保育）を実施しています。

・長時間保育利用者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者	327	325	324	320	329

各年度3月1日現在

通常の保育時間：午前8時30分から午後4時30分まで

長時間保育：午前7時30分から午前8時30分まで

午後4時30分から午後7時まで

（土曜日は午前11時30分から午後7時まで）

【推進方策】

保護者の就労状況に応じた保育認定を基に、ニーズに応じた保育を実施します。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	317	321	319	328	325	
確保の内容	人数	317	321	319	328	325
	施設数（園）	5	5	5	5	5
過不足	0	0	0	0	0	

(3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進及びその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業

【現状】

幼児教育などのニーズはあっても村内には村立保育園のみで、その他の施設はなく、民間事業者などによる開所の動きはない状況です。

【推進方策】

多様なニーズに対応できるよう、事業者などへの情報提供や相談に努めるとともに、連携を図りながら必要な支援をしていきます。

(4) 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に遊びなどの活動や生活の場を提供し、支援員の支援のもと児童の健全育成を図ることを目的に運営
平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中に実施

【現状】

村内3か所で開設し、南箕輪小学校放課後児童クラブをこども館内及び南箕輪小学校内、南部小学校放課後児童クラブを南部小学校内で運営しています。放課後児童クラブの利用者については、令和2年度（2020年度）の155人から年々増加し、令和6年度（2024年度）では205人となっています。

<対象児童>

- 村内の小学校に在籍する児童
- 保護者が就労などにより不在、又は家庭状況により適切な保育（放課後支援）が受けられない児童
- 保護者の傷病・出産・介護・看護・冠婚葬祭などやむをえない事由により、緊急かつ一時的に家庭での保育（子育て）が困難となる児童

<開設日・時間>

- 授業日 下校時刻から午後7時まで
- 授業日以外 午前8時から午後7時まで
（日曜・祝祭日・お盆・年末年始などを除く）

<負担金>

月額5,000円（母子又は父子家庭3,000円、生活保護家庭及び準要保護家庭は無料）

一時的な場合は1回800円（生活保護家庭及び準要保護家庭は無料）

・放課後児童クラブ利用状況（登録者数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南箕輪小	123	144	157	144	146
南部小	32	43	56	61	59
計	155	187	213	205	205

各年度末

【推進方策】

児童が放課後などを安全・安心に過ごせるよう遊びや体験、生活の場を提供します。また、児童の健全な育成が図れるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施していきます。配慮が必要な児童については、福祉関係部署と連携を深め、受け入れ体制の強化に努めていきます。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		250	260	250	250	250
確保の内容	登録児童数	200	200	200	200	200
	一時利用	50	60	50	50	50
	施設数	2	2	2	2	2
過不足		0	0	0	0	0

(5) 子育て短期支援事業

【概要】

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設など適切な養育や保護を行うことができる施設へ委託し、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

【現状】

ショートステイ事業については、令和6年度(2024年度)は3か所に委託し、3人の利用がありました。引き続き利用者ニーズを把握し、必要な支援につなげていきます。

対象者：18歳未満の児童・生徒

家庭における養育を受けることが一時的に困難となった児童・生徒のうち
村長が必要と認めるもの

利用期間：保護者の状況などを勘案して、必要と認める期間

【推進方策】

民間事業者などが運営する施設を利用しニーズに対応するとともに、協力会員の発掘及び養成に努め、円滑な利用につなげます。

・量の見込み及び確保方策【短期入所支援】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の内容	延べ人数	10	10	10	10
	施設数	3	3	3	3
過不足	0	0	0	0	0

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる事業

【現状】

「母子保健法」に基づき、3か月児健診前の家庭を保健師が訪問し、保健指導を行っています。

【推進方策】

「母子保健法」に基づく新生児訪問と連携した取組を進めます。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	150	150	150	150
実施予定	150	150	150	150	150
過不足	0	0	0	0	0



(7) 養育支援訪問事業

【概要】

乳児全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談支援などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【現状】

母子保健係とこども相談室が連携し、要支援家庭の相談に応じて相談支援を行っています。

【推進方策】

こども相談室にスタッフを配置するなど、関係機関と連携が取れるよう推進していきます。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
実施予定	5	5	5	5	5
過不足	0	0	0	0	0

(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童の支援に資する事業）

【概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取組を実施する事業

【現状】

要保護児童対策地域協議会の事務局であるこども相談室を中心に、要保護児童などに対する関係機関の間でネットワークを構築しています。

【推進方策】

引き続き、個人情報保護・秘密保持などに配慮しながら関係機関との更なるネットワーク構築や職員・関係機関の専門性の向上を図ります。

(9) 地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）

【概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談支援、情報の提供、その他の援助を行う事業

【現状】

村民交流支援センター（通称：すくすくはうす）において、保育士の資格を持つ子育てアドバイザーが常駐し、子育てについての相談支援事業を行っています。

また、緊急の場合のお子さんの一時預かりも行っていきます。

・すくすくはうす利用状況（児童数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	2,255	2,137	3,410	4,469	3,837

各年度末

【推進方策】

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる施設とし、子育てに対する不安の解消や負担感の軽減、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
確保の内容	延べ人数	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	施設数	1	1	1	1	1
過不足		0	0	0	0	0

(10) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点施設その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

【現状】

保護者の冠婚葬祭や疾病など、やむを得ない事情により家庭で児童を保育できないときに村内5保育園及びすくすくはうすで一時的に保育を行っています。

対象児童：村内に居住する、認定こども園、幼稚園、保育園に通園していない児童
 保育園…概ね1歳以上
 すくすくはうす…概ね3か月以上

実施日：通常の保育が行われている日及びすくすくはうす開所日

時間：保育園…午前8時30分から午後4時30分まで
 すくすくはうす…午前9時から午後4時まで

料金：1時間400円

※ただし、すくすくはうすは4時間までの利用者を対象としています。

• 一時的保育利用者数（児童数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園	13	9	19	19	33
すくすくはうす	41	46	152	288	145

各年度末

【推進方策】

多様なニーズに応じることができるよう、地域における子育て支援活動との連携を図ります。

① 保育園での一時預かり（預かり保育）

• 量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）	40	40	40	40	40
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	40	40	40	40	40
確保の内容					
延べ人数	40	40	40	40	40
施設数	5	5	5	5	5
過不足	0	0	0	0	0

② 保育園以外での一時預かり

• 量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保の内容	300	300	300	300	300
一時預かり					
延べ人数	300	300	300	300	300
施設数	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育）

【概要】

病児について、病院・保育園などに付託された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育する事業

【現状】

病気治療中又は回復期にある児童を一時的に預かる「病児・病後児保育」を実施しています。

- 場 所：病児保育室 いちごハウス 上伊那生協病院（箕輪町）
 病児保育室 あるぷす 伊那中央病院敷地内（伊那市）
- 対象児童：村内在住の1歳から小学6年生までの児童
- 利用時間：月曜日から金曜日
 午前8時から午後6時まで（祝日、年末年始、お盆を除く）
- 利用料金：1人3,000円/日（4時間までは1,500円）
 保育施設等通園児、生活保護世帯は無料
 食事・おやつは実費負担

・病児・病後児保育利用者（延べ人数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いちごハウス	53	133	108	148	143
あるぷす	9	18	7	78	73

各年度末

【推進方策】

病児・病後児保育については、年々利用者が増えており、今後も多くの児童の利用が見込まれます。「いちごハウス」・「あるぷす」と連携を取り、両施設の利用調整をしながら対応していきます。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）	230	230	230	230	230
確保の内容	延べ人数	230	230	230	230
	施設数	2	2	2	2
過不足	0	0	0	0	0

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

こどもの預かりなどの支援を受けたい方（依頼会員）と支援を行いたい方（協力会員）との相互支援活動により、地域で子育て家庭の育児を支援する事業

【現状】

「子育てを支援してほしい人（依頼会員）」と「子育てを支援したい人（協力会員）」を会員として、依頼会員と協力会員の相互支援活動に関する連絡・調整を行っています。

平成30年度（2018年度）からは、伊那地域定住自立圏の枠組で研修会を行い、他市町村からも協力員を募集しました。

利用時間：午前7時から午後7時まで（月曜日～土曜日）

利用料金：700円／時間（上記時間以外は800円）

・ファミリー・サポート・センター利用者

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	42	70	102	145	91

各年度末

【推進方策】

協力会員の増加を図り、依頼会員となる利用者への事業の周知を図りながら、引き続き実施します。

伊那地域定住自立圏の枠組で、協力会員の募集、スキルアップ講座などを実施していきます。

依頼会員・・・子育ての支援をしてほしい方

村内に在住し、おおむね生後3か月から12歳までのお子さんを育てている方

協力会員・・・子育ての支援をしてくださる満20歳以上の方で、心身ともに健康な方
性別、及び資格の有無は問わず、原則として自宅で支援活動を行うことができる方

ファミリーサポーター養成講座を修了した方

両方会員・・・依頼会員、協力会員を兼ねる方

子育ての支援をしてほしい方で、お子さんを預かることもできる方

ファミリーサポーター養成講座を修了した方

＜利用可能なとき＞

- ・保育園や幼稚園、学校などの時間外や休みのとき
- ・保育園や幼稚園などの送り迎えが必要なとき
- ・冠婚葬祭、保護者の病気、PTA行事、社会的活動などへ参加するとき
- ・このほか子育てに関する支援が必要なとき

※原則として、宿泊での預かり、病児・病後児の預かりは行いません。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	80	80	80	80	80
確保の内容	80	80	80	80	80
過不足	0	0	0	0	0

(13) 妊婦健康診査事業

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦の健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業

【現状】

妊婦の健康管理と、疾病の異常の早期発見のため、母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨、医療機関などで使用できる受診票（補助券）の交付を行っています。一人につき14回の健診費用を公費負担しており、ほとんどの方が利用しています。

また、健診の結果、必要な妊婦には個別相談・訪問を行っています。

・妊婦健康診査受診者

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	1,863	1,626	1,893	1,730	2,511

各年度末

【推進方策】

妊婦の健康管理と異常の早期発見のため、引き続き受診票（補助券）の交付を行い、受診を推奨します。また、健診の結果に基づき、必要な妊婦への個別訪問、個別相談を引き続き行います。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
確保の内容	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
過不足	0	0	0	0	0

(14) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）（令和8年度（2026年度）から）

【概要】

保育園及びすくすくはうすなどにおいて、3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談など、子育てについての助言その他の援助の実施

○利用対象者

生後6か月から3歳未満の未就園児

【推進方策】

すくすくはうす又はこども館で事業実施ができるよう子育てアドバイザーや保育士の配置を行い、必要に応じて施設の整備を検討します。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	45	45	45	45
確保の内容	0	45	45	45	45
過不足	0	0	0	0	0

(15) 産後ケア事業（令和7年度（2025年度）拡充）

【概要】

「母子保健法」第17条の2第2項に基づき、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施する事業

【現状】

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対し、本村が適当と認める医療機関などに委託して事業を行っています。

事業の種類は、宿泊型、通所型、居宅訪問型とあり、個人のニーズに合わせ、母子に対し心身のケアや育児のサポートなどを行います。

令和5年度（2023年度）には3人が利用しています。

【推進方策】

母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、切れ目なく母子とその家族が健やかに安心して育児ができるよう支援をしていきます。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	100	100	100	100
確保の内容	100	100	100	100	100
過不足	0	0	0	0	0

第5章 その他の子ども・子育て支援施策の推進

1 地域における子育て支援

(1) おはなしむら・ちいさなおはなしむら事業

【現 状】

新型コロナウイルス感染症をきっかけに、情報メディアの急速な普及が進み、子どもを取巻く社会の環境も急激に変化しています。デジタル社会が進む中で、幼い子どもたちへの影響も懸念されています。複雑化していく社会において、子どもにとって読書活動は「子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となる」（「こどもの読書活動の推進に関する基本的な計画」）ことが、改めて認識されています。

南箕輪村図書館では、未就園児親子と幼児・小学校低学年親子にわらべうたや絵本の読み聞かせなどのおはなし会を実施しています。スキンシップとともに歌や言葉になじみ、親子で喜びあう体験を通して、幼い頃から読書に親しむきっかけになることを目的としています

『ちいさなおはなしむら』は、未就園児と保護者を対象に毎月2回金曜日に村民センターにおいて開催しています。令和6年度（2024年度）の延べ参加人数は481人で、1回あたり約20人の参加を得ています。

『おはなしむら』は、幼児・小学生を対象に毎月1回土曜日に村民センターにおいて開催しています。令和6年度（2024年度）の延べ参加人数は365人で、1回あたり約30人の参加を得ています。

・ちいさなおはなしむらの概要

対 象	未就園児と保護者 (0～1歳児、2～3歳児の2グループに分けて実施)
内 容	わらべうた、大型絵本の読み聞かせなど
スタッフ	図書館司書
日 時	毎月2回金曜日 午前10時～午前10時30分(0・1歳児) 午前11時～午前11時30分(2・3歳児)
令和6年度実績	年間24回 延べ参加人数481人 1回約20人

・おはなしむら事業の概要

対 象	幼児・小学校低学年と保護者
内 容	絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター、工作など
スタッフ	図書館司書 図書館ボランティアなど
日 時	毎月1回土曜日 午前10時30分～午前11時10分
令和6年度実績	年間12回 延べ参加人数365人 1回約30人

【課 題】

「子どもへの読書」に関心があり、図書館利用やおはなし会の参加に積極的な家庭が多い一方で、ライフスタイルや価値観の変化により、利用や参加がない家庭もあります。幼いうちからの子どもへの読書習慣の必要性に気づいてもらえるきっかけ作りが必要です。

【推進方策】

多くの家庭に関心を持ってもらえるような図書館広報やイベントを実施して、図書館利用やおはなし会に継続的に参加してもらえるようにします。親子で歌をうたい、ふれあい、絵本を共に楽しむ体験を家庭での読書へつなげていけるような取組を今後も広げていきます。

(2) ブックスタート事業**【現 状】**

子育ての忙しい時期に、絵本を介して喜びの共有を体験してもらうことを目的に、ブックスタート事業を実施しています。

まず「ファーストブック事業」として、保健センターで実施する7か月児相談時に絵本を1冊お渡ししています。次に「セカンドブック事業」として、保健センターで実施する3歳児健診時に絵本を1冊お渡ししています。

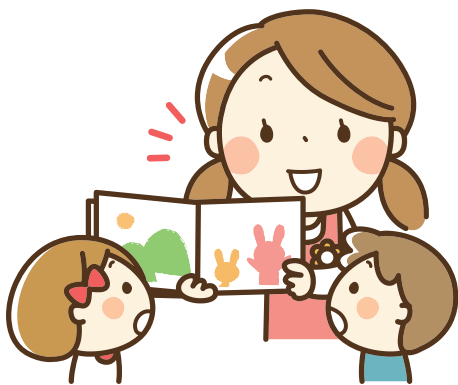
【課 題】

絵本を手渡すと、親子で仲良く絵本を読む姿が見られます。乳幼児期はメディアの利用より、絵本の読み聞かせがこどもの情緒の安定や成長につながります。プレゼントの絵本を読む体験を通して、乳幼児期から家庭で絵本を楽しむ習慣が定着するよう、継続的な取組が必要です。

【推進方策】

幼いうちから絵本を通じて親子のこころが通い合う体験はとても大切です。

健診時には絵本を手渡すだけでなく、こどもにとっての乳幼児期における絵本の読み聞かせの大切さを伝え、成長に応じて親子で絵本を楽しむことができるように呼びかけていくことが必要です。親子が絵本を楽しむきっかけづくりとして、引き続き実施していきます。



(3) すくすく玉手箱事業（子育て学級）

【現 状】

家庭ではなかなかできない季節の行事を中心に、さまざまな体験を通してこどもの成長を図り、親子間・親同士の交流を行っています。

・すくすく玉手箱事業（子育て学級）の概要

対 象	保育園、幼稚園、認定こども園入園前のこどもと保護者
内 容	開講の会、イモ植え、親子遠足、夏祭り、大運動会、イモ掘り、収穫祭、クリスマス会、お正月、節分、閉講の会
スタッフ	公民館長、公民館主事、公民館活動推進員、保育士、講師
日 時	毎月1回 午前9時30分～午前11時
令和6年度実績	主として村公民館を会場に年間11回開催 (年齢により2グループで実施) 親子19組 延べ参加人数39人

【課 題】

次世代育成を地域全体で支援していくためには、地域における子育て・家庭のつながり・交流が重要となります。家庭の子育てを大切にし、将来的には親子のネットワークが広がっていくことが理想です。

【推進方策】

地域における子育て中の保護者同士の交流を図り、育児の孤立化を解消すると同時に、保護者の育児不安を解消する場として、今後も「すくすく玉手箱」を開催していきます。

遊びを通して保護者がこどもに向き合うことに楽しみを感じ、子育てを楽しもうとする意識を高めることができるよう、また子育てに関して学ぼうとする気持ちを尊重しながら、「すくすく玉手箱」を開催していきます。

近年の社会環境の変化に対応できる、保護者としての「こどもの生きる力」の育ちをサポートし、こどもは「生きる力」を養うきっかけの場としていきます。

(4) 運動あそび事業

【現 状】

運動保育士が各保育園を定期的に巡回し、こどもの発達段階に合わせた運動あそびを提供することで、支持力、跳躍力並びに懸垂力などを身につけることができます。また、達成感を得ながら、色々なあそびに挑戦できるからだところを育てます。

楽しくからだを動かすことで脳が活性化し、特に前頭葉の活性を促し人間性を豊かにします。

・運動あそび事業の概要

対 象	村内保育園園児
内 容	運動保育士による、変身あそび、鬼ごっこ、おもしろリレーにいろんなゲーム、そして鉄棒、跳び箱、側転、大縄跳びなど、柳沢運動プログラムを基にした運動あそび
スタッフ	運動保育士
時 期	月に1回程度、クラスごと実施
令和6年度実績	45回

【推進方策】

引き続き、運動保育士が巡回し、年齢・発達段階に応じた運動あそびを実施していきます。

(5) 人材育成講演会・教室事業

【現 状】

より多くの次世代を担う小中学生を対象とした講演会やスポーツ教室などを開催し、人材育成のための事業です。

・人材育成講演会・教室事業の概要

対 象	小学生
内 容	JFAこころのプロジェクト「夢の教室」サッカー関係者を夢先生として小学校に派遣し「夢を持つことやその夢に向かって努力することの大切さ」を学ぶ、夢の教室を開催しています。
スタッフ	日本サッカー協会、現役選手やOB/OG
時 期	学校年間行事計画により実施
令和6年度実績	南箕輪小学校7月に開催、南部小学校11月に開催

【推進方策】

多くの人から得る知識・体験・感動は児童・生徒の人材育成に大きな影響を与えます。

今後も学校と連携を密に取りながら、人材育成に適した講師の選定を行い、継続して実施します。

(6) 食育推進事業

① 妊娠期・乳幼児期からの食育

【現 状】

本村では、母子健康手帳発行時に妊婦もしくはその家族を対象に、妊娠中の適正な体重増加、貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などを予防するために、栄養指導を行い、妊娠期に増加する食品の必要量を確認しています。マタニティスクール（両親学級）では、受講希望者に栄養講座を行っています。令和元年度（2019年度）に母子健康手帳を発行した妊婦のうち受講者は18.4%でしたが、受講する妊婦は「食」に関心をもっている人が多いのが現状です。

3か月児健診は、月齢5～6か月ころから開始する離乳食の始め方の説明や授乳期である母親に適した食事の展示などを行い、離乳食がすでに始まっている7か月児相談では離乳食の進み状況の把握と、離乳食後期（9～11か月）までの進め方の支援などを行っています。10か月児健診のころになると、離乳食の悩みも多様化してきており、集団での話だけでなく、個別相談、個別訪問にも対応しています。

その中でも平成25年度（2013年度）より、2歳児相談で「おはしの持ち方教室」を行っています。ゲームを通して、正しい箸の持ち方だけでなく、スプーンやフォークからのステップアップの方法、手先を使う遊びの紹介なども行っています。こどもだけでなく、大人も箸の持ち方を見直し、こどもへの伝え方を学ぶ機会となっています。

ファミリークッキングは、小学生とその家族を対象にして、本村の食生活改善推進協議会と共催で年1回実施しています。小学生のときから体験を通し、調理に関わることにより食事への関心を深め、食事を作ることの楽しさや大変さ、ありがたさなどを感じ、体験できる場、そして保護者がゆっくりこどもと関わりながら調理のできる場となっています。

また、村内の保育園において、食生活改善推進員によって構成された「まっくん食育応援団」と村栄養士が連携し、各保育園の協力のもと、食育活動を行っています。園児たちに手作り紙芝居や旬の野菜の紹介をしたり、保護者に手作りおやつレシピと試食を配布するなどの活動を行っています。

【課 題】

妊娠から出産、乳児期、幼児期、学童期、思春期はからだづくりの基礎となる大切な時期です。生活習慣病は、胎児あるいは新生児期の栄養状態によってその素因の約70%が形成され、出生後の生活習慣が加わることで発症するといわれています。また、出生体重と生活習慣病発症との関係も強い相関があるといわれており（生活習慣病胎児発症説）、胎児期の成育環境が神経学的な発達にも影響している可能性があることから、妊娠前から妊娠中、産後授乳期の食事は特に重要な時期です。妊娠を望む女性へ、妊娠前から習慣的に1日3食バランスよく食べることの大切さを伝えていく必要があります。

【推進方策】

「南箕輪村食育推進計画」及び「南箕輪村地産地消促進計画」に基づき、食育を通して、食の大切さを妊娠期から伝えていきます。「早寝早起き朝ご飯」を乳幼児健診や本村の広報紙などを通じて情報提供を行います。

乳幼児健診や育児相談では、指導や試食を通し適正時期に支援が行えるよう検討していきます。食生活改善推進協議会や保育園、学校などの関係機関と連携し、乳幼児や園児、小学生及びその家族などに食育を行い、食事のマナーや地産地消、思いやりのところ、感謝の気持ちなどを伝えていきます。

②保育園給食での地元産食材の利用**【現 状】**

給食食材において、地産地消の推進に努めています。また、給食展示や給食だよりを通し、地域の生産者や給食提供における取組の紹介を行うことで園児や保護者が地域の作物に関心を持つことができるよう努めています。

【課 題】

安定した生産・流通システムの構築が必要であり、安心・安全・新鮮な食材の安定した確保が必要です。

【推進方策】

地元農業関係機関や業者との連携により、安全・安心・新鮮な食材の安定した確保を図っていきます。また、栄養士及び食生活改善推進員による「食育の日」を保育園ごとに決め、地元農産物に興味を持てるよう、園児向けのお話やパネルシアターを実施したり、保護者向けの手づくりおやつの実施を実施します。

③学校給食での地元産食材の利用**【現 状】**

給食食材において、地産地消の推進に努めています。地場農産物を活用するとともに、食料の生産や地域の自然、産業などへの理解を深めます。行事食や郷土食を給食に取入れ、食文化を伝えていけるように献立や指導の工夫を図っています。

【課 題】

安定した生産・流通システムの構築が必要であり、安全・安心・新鮮な食材の安定した確保が必要です。

【推進方策】

地元農業関係機関や業者との連携により、安全・安心・新鮮な食材の安定した確保を図ります。また、地産地消コーディネーターが中心となり、給食における地場農産物の利用拡大に取り組めます。

④食物アレルギー対応

【現 状】

保育園・小中学校での食育推進がより充実するために、できるだけ温かい手作りの給食の提供を大切にしています。近年、食物アレルギー対応を必要とする園児・児童・生徒が増えており、小中学校では「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を、令和2年(2020年)4月に策定し運用しています。

すべての児童・生徒にとって給食が安全・安心かつ楽しい時間となるよう努めています。

【課 題】

すべての子どもたちに、より安全・安心な給食の提供に努めるとともに、関係職員・家庭・医療機関の連携のもと、食物アレルギーについて理解を深めることが大切です。

【推進方策】

関係職員が研修を深め「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の周知・徹底とともに、保育園から中学校まで、こどもの育ちを繋ぐための「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」の策定を検討していきます。

(7) 子育て教育支援事業(こども家庭センター)

【現 状】

○こども相談室

妊娠期から18歳までのこどもとその保護者への相談支援を行うことを目的に、平成22年度(2010年度)より子育て教育支援相談室(令和6年度(2024年度)から、こども相談室に名称を変更)を設置しました。

平成29年(2017年)4月からは、市内のこどもに関わる3課(子育て支援課・健康福祉課・教育委員会事務局)をこども家庭センターとして機能強化し、子育て教育支援相談室を事務局と位置づけました。

令和6年(2024年)4月からは、母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、より切れ目のない支援を行うことを目的に、子育て世代包括支援センターから、こども家庭センターへと体制の改編を行いました。

こども相談室では、関係部署との連携のもと、育児・教育相談、発達障がい関係、虐待(児童虐待、DV)、非行、不登校など、こどもと保護者などからの相談を受け、アセスメント^{※1}(見立て)をもとに、適切な支援を早期に行い、必要があれば外部の関係機関との連携を図っています。児童・生徒や保護者に寄り添い、保育園・幼稚園、小中学校・高等学校における一貫性のある子育て相談支援が行われることを大事にしています。

- たけのこ園・保育園・幼稚園・学校との連携
- 家庭支援(保護者支援、子育て支援講座)
- こども支援(相談・SST(※P131参照)など)
- 民生児童委員・児童相談所・警察・福祉機関などとの連携

※1 アセスメント：情報を収集・分析し、利用者の課題やニーズを明らかにする重要な手法。

・子育て教育支援事業の概要

対象	妊娠期から18歳までのこどもとその保護者
内容	子育てなどに関する相談
スタッフ	保健・医療・福祉・教育などの専門スタッフ
日時	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 (祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く。)
場所	南箕輪村こども館内
令和6年度実績	<p>○相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要対協対応件数342件 ・ 発達相談件数9件 ※すべて「延べ件数」 <p>○子育て支援講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者対象全5回 <p style="margin-left: 20px;">・ 子育て相談件数56件</p> <p style="margin-left: 20px;">・ 学校相談1件</p> <p style="margin-left: 20px;">・ 参加者延べ33人</p>

【課題】

関係機関との連携を取りながら、個々のケースごとに支援の検討を行う必要があります。

【推進方策】

引き続き、育児・教育相談、発達障がい関係、虐待（児童虐待、DV）、非行、不登校など、こどもと保護者などからの相談を受け、アセスメント（見立て）をもとに適切な支援を早期に行い、関係機関との連携を図ります。

(8) 児童手当給付事業

【現 状】

「児童手当法」に基づき、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童・生徒の健やかな成長に資することを目的に、高校生年代までの児童・生徒の養育者に児童手当を支給しています。

・児童手当給付事業の概要

	3歳未満児		3歳～高校生年代	
	第1・2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降
給付額	15,000 円/月	30,000 円/月	10,000 円/月	30,000 円/月
給付要件	18歳到達後の最初の年度末まで			
給付月	原則偶数月の年6回、支払月前の2か月分が支給			

【推進方策】

出生届及び転入届時などに児童手当の申請受付を行うなど、受給漏れのないように事務を行います。

(9) 子育て応援パスポート事業

【現 状】

「ながの子ども・子育て応援県民会議」と連携・協働し、子育て家庭が買い物などの際にカードを提示することにより、割引など各種サービスを受けられる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を実施しています。

【推進方策】

妊娠届や出生届出時にカードの配布及び制度の周知を図り、必要な世帯が利用できるように推進します。

2 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

(1) 妊婦の届出及び母子健康手帳交付（「母子保健法」）

【現 状】

妊娠届の提出時に保健師、管理栄養士と面談し、「母子健康手帳」を交付しています。母子健康手帳は、妊娠・出産の経過やこどもの成長、乳幼児健診、予防接種などを記録する大切な手帳です。また、届出の際は専門職が対応し、妊娠・出産について正しい知識の普及や、安心して出産を迎えられるように相談に応じています。

・妊婦の届出及び母子健康手帳交付の実績状況

	妊娠届出者数
令和6年度実績	128人（うち満11週以内の届出率98.4%）

【推進方策】

妊娠・出産に関する情報提供や必要に応じた個別相談など、支援の充実を図ります。

(2) マタニティスクール・ウェルカムベビースクール（「母子保健法」）

【現 状】

マタニティスクールは、妊娠中期の妊婦の方とそのパートナーの方を対象に開催しています。妊娠・出産や口腔衛生、妊娠中の食事、赤ちゃんの更衣・妊婦体験を行っています。

ウェルカムベビースクールは、妊娠後期の妊婦の方全員を対象に開催しています。産後に受けられるサポートの紹介や産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受検票(補助券)、母乳相談など助成券、1か月児健康診査受診票の交付、助産師より産後のお母さんの生活・育児についてお話をしています。

・マタニティスクール・ウェルカムベビースクールの概要

	マタニティスクール	ウェルカムベビースクール
対 象	妊娠中期の方とパートナー	妊娠後期の方
内 容	第1回 妊娠・出産、口腔衛生について 第2回 妊娠中の食事・栄養について 第3回 赤ちゃんの特徴について、 妊婦体験・更衣体験	産後に受けられるサービスの紹介、産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受検票・乳児一般健康診査受診票・母乳相談など助成券の交付、産後のお母さんと赤ちゃんの生活・育児について
時 期	年間に4コース	毎月開催（出産予定月により割振）
場 所	こども館研修室（こども館内） 3回目は保健センター	こども館 研修室
令和6年度 実績	母親74人 父親47人	母親111人 父親7人

【課題】

マタニティスクールは希望者のみの参加としているため、内容により参加者数に差があることや初産婦と経産婦では希望する内容が異なることなどが課題です。

【推進方策】

妊娠中期（マタニティスクール）と妊娠後期（ウェルカムベビークラス）の活用対象者全員の参加をめざし、女性自身の健康のもとになる栄養や生活スタイルの改善などプレコンセプションケア^{※1}の推進を図るため、参加者の希望や現状に即したカリキュラムを検討し実施します。



※1 プレコンセプションケア：適切な時期に適切な知識や情報を女性やそのパートナーを対象に提供し、将来の妊娠のためのヘルスケアを行うこと。このケアは妊娠を計画している女性だけでなく、すべての妊娠可能年齢の女性にとって大切なケアとなる。

(3) 産婦・新生児・乳児訪問（こんにちは赤ちゃん事業・「母子保健法」）

【現 状】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。産婦・新生児訪問は、出産後の母親と新生児の健康状態の確認や不安の解消のために保健師が訪問をしています。また、健診などで個別支援が必要とされた家庭や育児不安のある母親へのフォロー、病気や障がいがあるこどもとその家庭への育児支援として、保健師、管理栄養士、作業療法士、子育て教育支援相談員などが必要に応じて訪問しています。

・訪問数の実績状況 (件)

令和 6年度 実績	訪 問 数											
	産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		計	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
	145	155	17	17	0	0	115	155	27	43	304	370

※ 「実」は実件数 「延」は延べ件数

【課 題】

長期に渡り里帰りをしている場合もあり、なかなかお会いできない方がいます。

【推進方策】

里帰り出産した場合は、里帰り市町村へ訪問の依頼をするなど全戸訪問ができるよう取組んでいきます。産婦・新生児訪問は、なるべく早い時期に訪問を実施しそれぞれの家庭に応じた個別支援を行っていきます。

(4) 乳幼児健康診査・相談（「母子保健法」）

【現 状】

3歳までの間に計7回、月齢に応じて身体計測、内科診察、離乳食相談、育児相談、内科診察、歯科診察、歯科相談、運動発達、栄養相談、発達相談などを行なっています。

乳幼児健診は単にこどもの疾病や成長・発達に異常がないというだけでなく、こどもが健全に育つための生育環境を整えることが重要です。また、育てに伴うストレスの軽減や子育てそのものへのサポート、急増する虐待の予防とその早期発見が求められる場としても重要となっています。こどもの健やかな成長のために、保護者が安心して子育てができるよう、それぞれの対象児の状況に合わせた乳幼児健診・相談を実施し、多くの方が利用しています。

・乳幼児健康診査・相談受診率

	月齢別健診	該当者	受診率 (%)	実施内容
令和6年度実績	3か月児健康診査	3～4か月児	100	身体計測、内科診察、離乳食相談、育児相談、健康運動指導士のお話
	7か月児健康相談	6～7か月児	97.9	身体計測、育児相談、発達のお話、離乳食のお話、絵本の紹介・贈呈
	10か月児健康診査	10～12か月児	99.4	身体計測、内科診察、歯科相談、育児相談、離乳食相談、発達のお話
	1歳児健康相談	12～14か月児	97.5	身体計測、発達のお話、栄養相談、育児相談、健康運動指導士のお話
	1歳6か月児健康診査	1歳6か月～1歳7か月児	100	身体計測、内科診察、歯科診察、歯科相談、育児相談、食事のお話
	2歳児健康相談	2歳2か月～2歳3か月児	97.0	身体計測、歯科相談、育児相談、栄養相談、発達・言葉の相談
	3歳児健康診査	3歳1か月～3歳2か月児	98.8	身体計測、内科診察、歯科診察、歯科相談、視力・聴力測定、育児相談、栄養相談、絵本の贈呈

【課 題】

乳幼児健診に関しては、数値が下がった健診・相談がありますが、どの健診・相談も97%以上を維持できています。今後も取組を継続して行い、未受診者に関しては個別に対応するなど支援を継続していくことが重要です。

【推進方策】

乳幼児の精神・運動発達を確認する重要な月齢に、今後も継続して実施します。健診の場を通して生活リズムや食事の大切さについて伝え、「早寝早起き朝ご飯」運動を推奨します。また、虫歯予防のために、乳幼児期からの歯科指導を強化します。さらに経過観察の必要なこどもへのフォロー体制を充実させていきます。

受診率の低い健診・相談の内容や実施方法を検討し、受診率の向上を図ります。

(5) 育児相談

【現 状】

子育て全般に関すること、教育に関すること、発達障がいに関すること、その他虐待、ひきこもりなど、保健、福祉、心理などの相談に対応できる専門職員が相談に応じ、こども一人ひとりの成長を支援しています。長野県諏訪児童相談所など関係機関とも連携を図っています。

・ 育児相談の概要

対 象	本人、親、家族など
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て全般に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての不安や悩み ・こどもへの関わり方がわからない ・こどもを前にするとイライラする ・保育園生活に関すること ・子育てが辛い など ○教育に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・就学に関すること ・不登校、いじめ ・学校生活に関すること など ○発達障がいに関すること <ul style="list-style-type: none"> ・じっとしているのが苦手 ・人との関わりが持ちにくい ・何度いっても同じことを繰り返す ・いうことを聞いてくれるのかわからない ・言葉の発達の遅れ など ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待、ひきこもり など
スタッフ	保健、福祉、心理などの相談に対応できる専門職員
時 期	毎週月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日は除く） 午前8時30分～午後5時15分
場 所	こども相談室（こども館内）※その他、電話相談・訪問相談
令和6年度実績	実人数56人 延べ人数87人

【課 題】

核家族の増加により、育児の先輩から直接助言をもらったり相談したりする機会が少なくなっています。

その反面、育児雑誌やインターネットなどの多くの情報がある中で、どのように必要な情報を選択してよいか迷い、毎回同じ相談をされる保護者もいるため、より具体的な支援が必要となります。

【推進方策】

きめ細かな支援をめざし、引き続き実施します。

(6) 要支援親子教室（あそびの教室「どんどこ広場」）**【現 状】**

発達や育児に専門的な関わりが必要なこどもとその保護者へ、専門スタッフが遊びや相談を通じて支援しています。専門スタッフは、保健師、管理栄養士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、保育士です。

保健センターなどで自由遊び、からだを使った遊び、季節の遊びなどを行い、小集団の中でこどもの成長発達を促しています。また、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士などによる個別相談を行い、必要に応じて療育施設「たけのこ園」や専門機関と連携を図っています。

・要支援親子教室の概要

対 象	発達や育児に専門的な関わりが必要なこどもとその保護者
内 容	遊びや相談を通じた支援
スタッフ	保健師、管理栄養士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、保育士
場 所	保健センターや各保育園など
令和6年度実績	参加登録28組（延べ165人）

【課 題】

あそびの教室への参加や児童発達支援事業所の利用に関して抵抗感のある保護者もいます。利用するお子さんと保護者の立場に立った、丁寧な説明や支援が必要です。

【推進方策】

スタッフの資質の向上及び保育園、医療機関、地域子育て支援団体などとの連携をさらに強化し、事業の充実に努めます。

(7) 産後ケア**【現 状】**

産褥期の母親を支援するため、補助券の交付や費用の一部負担、ヘルパーの派遣を行っています。

①母乳相談等事業

出産された方が、指定の医療機関・助産所で母乳相談などの助産師の指導を受ける際にかかる費用の一部を助成します。助成券はウェルカムベビークラス（出産直前学級）で発行しています。使用期限はお子さんが1歳6か月になる前日までとなっています。

・母乳相談等事業の実績状況

	利用人数	
	実人数	延べ人数
令和6年度実績	85人	147人

②産後ケア事業

出産後1年を経過しないお母さんで、心身のケアや育児支援などを必要とするすべての方が、指定の医療機関・助産所へ入院・入所や訪問などで助産師の指導を受けることができます。利用にかかる費用の全額（上限5万円）を助成しています。

・産後ケア事業の実績状況

	利用人数	
	実人数	延べ人数
令和6年度実績	41人	104人



③産後育児ヘルパー派遣事業

出産後核家族などで育児協力者が得られない家庭を対象に、ヘルパーが自宅を訪問して、家事や育児に関するお手伝いをしています。

・産後育児ヘルパー派遣事業の概要

対象	本村に住民登録していて、核家族などで産後に育児協力者が得られない家庭
内容	家事援助（食事の準備・片づけ・洗濯・掃除・生活必需品の買い物など） 育児補助（沐浴の介助・おむつ交換の介助など）※直接赤ちゃんのお世話を するのではなくお母さんのお手伝いをします。
スタッフ	ヘルパー
時期	出産の翌日から4か月を経過するまでの期間に延べ20回まで ※多胎で出産の場合は、出産の翌日から6か月までの間に延べ40回まで 月曜から金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時 ※1回の派遣につき1時間以上2時間以内とし、1日2回を限度
料金	1時間500円（減免制度あり）
令和6年度実績	参加登録0組（延べ0人）

【推進方策】

必要な方が支援を受けられるよう、周知していきます。

(8) 産婦健康診査

【現 状】

産後の心身の健康状態の回復を支援するため、長野県内の医療機関又は助産所で産後2週間及び産後1か月の時期に受けられる健診費用の一部を助成しています。受診票はウエルカムベビークラス（出産直前学級）で発行しています。

・産婦健康診査の実績状況

	利用人数	
	実人数	延べ人数
令和6年度実績	129人	238人

(9) 乳児一般健康診査

【現 状】

平成29年（2017年）4月より、乳児一般健康診査受信票の交付を行っています。長野県内の医療機関での1回分の健診料（問診、身体測定、診察、育児栄養指導・支援、尿検査、血液検査）を補助しています。

・乳児一般健康診査の実績状況

	利用人数
	実人数
令和6年度実績	116人

(10) 予防接種（「予防接種法」）

【現 状】

日本の予防接種は「予防接種法」に基づいて行われる「定期接種」と、希望者が自主的に受ける「任意接種」に分けられます。予防接種とは、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするためにワクチンを接種することをいいます。病気にかかることを予防したり、人に感染させてしまうことで社会に病気がまん延してしまうのを防ぐことを主な目的としています。

・乳幼児・小中学校予防接種 令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）実施状況

予防接種	対象年齢	接種率（%）実績	
		令和5年度	令和6年度
BCG	1	96.8	100
混合接種（4種）	8	98.4	96.0
混合接種（2種）	13	80.5	85.5
小児肺炎球菌	5	98.0	95.7
ヒブ	5	98.0	95.7
B型肝炎	1	97.4	93.0
ロタ	1	97.4	99.2
水痘	3	98.1	91.6
麻しん風しん（1期）	2	95.8	96.0
麻しん風しん（2期）	6	90.2	89.1
日本脳炎（1期）	8	95.1	84.6
日本脳炎（2期）	13	75.7	80.8
子宮頸がん	16（女子のみ）	22.6	24.8

【課題】

「忘れていた」との理由で予防接種を受けていない場合があるため、乳幼児健診の機会や個別通知などで接種勧奨をしていくことが必要です。

また、令和元年（2019年）よりサービスを開始した、母子手帳アプリ「子育て応援☆まっくんナビ」を紹介し、予防接種のスケジュール管理を推進していくことが大切です。

【推進方策】

疾病に対して基礎免疫をつけるため、予防接種を確実に受けられるよう、必要性や副反応について正しく理解し、引き続き啓発していきます。

(11) 新生児聴覚検査

【現 状】

受診票はウエルカムベビークラス（出産直前学級）で発行し、令和5年度（2023年度）より長野県医師会・助産師会との委託契約で実施しています。聴覚機能の早期の把握、聴覚障がいへの早期の対応を図るため、新生児が生後初めて受ける聴覚検査に要する費用の一部を補助しています。

・新生児聴覚検査の実績状況

	利用人数
令和6年度実績	119人

(12) 不妊・不育症治療費助成事業

【現 状】

少子化対策の充実を図るため、不妊及び不育症の治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を目的に当該夫婦に対し、不妊及び不育症の治療費の一部を助成しています。また、長野県の助成制度や相談センターなどについての情報提供も行っています。

・不妊・不育症治療費助成事業の概要

対 象	次のすべてに該当する方 1. 夫婦の双方又は一方が助成金の交付申請をした日の1年以上前から村内に居住し、交付申請日及び診療月において本村に住民票がある。 2. 健康保険に加入している。 3. 村税などの滞納がない。
助成対象となる治療	・保険適用となる不妊治療 ・保険診療と併用可能な先進医療(保険適用外) ・不育症治療
助成内容	・保険適用となる不妊治療を受けている方 治療費から高額療養費や付加給付を除いた額の1/2（上限月額5万円） ・長野県不妊治療（先進医療）費用助成事業の交付決定を受けている方 治療費から県助成金を除いた額の1/2（上限5万円） ・長野県不育症治療支援事業の交付決定を受けている方 治療費から県助成金を除いた額の1/2（上限10万円）
令和6年度実績	8組

【推進方策】

引き続き、本村の広報紙などを利用し制度について周知を図ります。

(13) 福祉医療費給付事業

【現 状】

こども、ひとり親家庭、心身に障がいのある方、高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、医療費の自己負担分を助成する制度を実施しています。

福祉医療費の支給要件を満たす以下の対象者が、医療機関で健康保険による診療を受けた際に、自己負担分の一部又は全部について助成を行っています。

なお、受給には申請が必要です。申請が受理されると「福祉医療受給者証」が交付され、医療機関の窓口で保険証と一緒に提示することで、自己負担分が軽減されます（一部負担金のみの支払いとなります）。

・福祉医療費給付事業の概要

	こども	ひとり親家庭	重度心身障がい者	高齢者
対象者	・ 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・ 母子父子家庭で、18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校その他施設に在学若しくは在校中の者（以下「18歳未満の児童など」とその18歳未満の児童などを扶養している母（父）及び父母のいない18歳未満の児童など	・ 身体障害者手帳1～3級の者又は精神保健福祉手帳1級・2級の者・療育手帳A1・A2・B1・B2の者（特別障害者手当や、所得税、村民税などの所得制限あり）	・ 住民税非課税世帯の68歳以上の者
給付額	全額給付	・ 医療費が500円以下の場合、助成されません。 ・ 医療費が510円以上の場合、支払額から500円を引いた金額が助成されます。		※ 年齢によって異なります。

【課 題】

少子高齢化の進行や医療の高度化により、医療費全体が年々増加しており、それに伴って医療費助成額も増加傾向にあります。このため、この制度は限られた財源の中で運用されていることを、住民に丁寧に伝える必要があります。

また、資格喪失後の受診を防ぐため、受給者証の確実な回収と、受給者及び医療機関に対して「受診時には受給者証の提示が必要であること」を徹底して周知することが求められます。

【推進方策】

制度の適正な運用を図るため、受給者に対し「かかりつけ医を持つこと」や「子ども医療電話相談（#8000）の積極的な利用」などを呼びかけ、夜間・休日の不要不急な受診を控える「適正受診」の重要性を周知します。

また、広報紙やホームページ、窓口での案内など、さまざまな媒体を活用し、事業の内容と適正受診の必要性について、継続的に情報発信を行い、理解と協力を促していきます。

(14) 食育推進事業（再掲）

⇒P110 参照

3 児童虐待防止対策の推進

(1) 南箕輪村要保護児童対策地域協議会（児童虐待への対策）

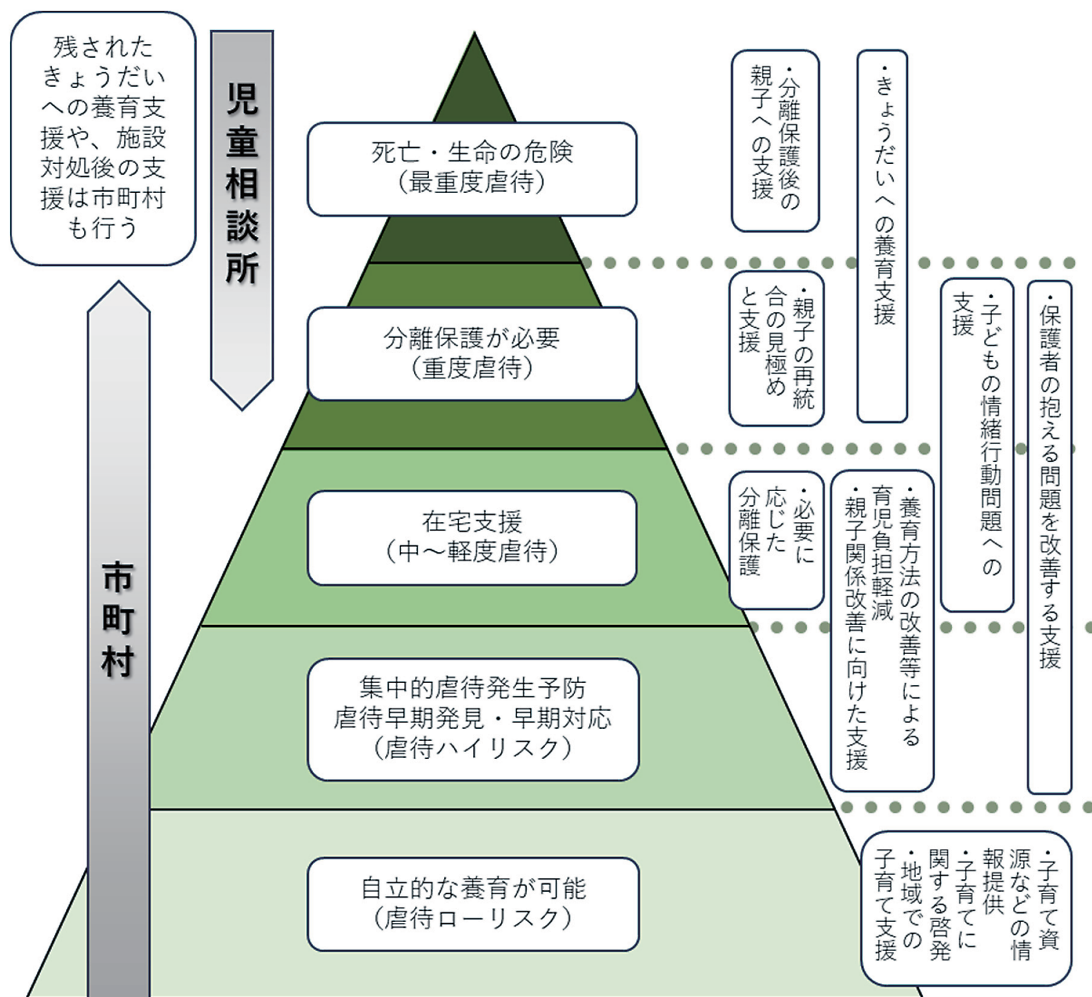
近年、村内でも児童虐待が疑われる家庭や、虐待に移行するおそれのある家庭が増えてきています。

虐待の予防や虐待を受けている要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその児童などに関する情報や支援のあり方を共有し、適切な連携の下で適切に対応していくことが、今まで以上に求められています。

本村では、平成17年度（2005年度）から児童虐待への対策の中心的な機関として、保育園・学校・警察・医療機関などで構成される「南箕輪村要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

虐待を防止・早期発見するためにこども相談室が中心となり、乳幼児健診・保育園・学校・住民からの通報や相談などから早期発見・対応に努めています。必要な家庭には、児童相談所、保健福祉事務所などの関係機関と連携を密に取りながら、専門職による相談や訪問を行っています。

【虐待の重症度と対応内容及び児童相談所と市町村の役割】



4 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 児童扶養手当

【現 状】

児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童・生徒や、父又は母が重度の障がいの状態にある児童・生徒が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童・生徒の健全育成を図ることを目的として支給される手当です。

・児童扶養手当の概要

対象者	<p>次の条件にあてはまる18歳に達した年の年度末までの児童（心身に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満の児童）を養育している父母や、父母にかわってその児童と同居し養育している人（国籍不問）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 父母が婚姻を解消した後、父又は母と生計を同じくしていない児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 父又は母が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童 ④ 父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けた児童 ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑧ 母が婚姻によらないで生まれた児童
手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定請求した日の属する月の翌月分から給付の対象 ・ 5月、7月、9月、11月、1月、3月（各月とも11日）の6回 ・ 支払月の前月までの2か月分（後払い）について受給者が指定した金融機関への口座振込に支給

【課 題】

関係各課などと情報共有を行いながら受給者状況・環境の把握を強化し、児童扶養手当の適正な給付に努める必要があります。

【推進方策】

関係各課などと情報共有を行い、対象者に手当制度の周知がもれなくできるよう推進していきます。

(2) 母子家庭等日常生活支援員派遣事業

【現 状】

ひとり親家庭が、日常生活を営むうえで支障が生じている場合に、その生活を支援する日常生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的としています。

・母子家庭等日常生活支援員派遣事業の概要

対象家庭	母子・父子家庭などであって、技能習得のための通学、就職活動など自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校などの公的行事の参加など社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境などが激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭	
便宜の種類及び内容	・生活援助 家事、介護その他の日常生活の援助	・子育て支援 保育サービス及びこれに付帯する便宜
実施場所	・被生活援助者の居宅	・母子家庭などの居宅 ・日常生活支援員の居宅 ・講習会など職業訓練を受講している場所 ・児童館、母子生活支援施設など母子家庭などの利用しやすい適切な場所
スタッフ	訪問介護員3級以上の資格を有する者 村長が別に定める一定の研修を修了した者	
手続き	派遣を受けたい場合は、緊急の場合を除き派遣を希望する7日前までに申請書を提出	
令和6年度実績	なし	なし

【課 題】

核家族化の進行により、一時的に支援が必要な世帯が増加してくると思われます。

【推進方策】

緊急の場合でも対応できるよう協力員の体制を整備していきます。また、事業の周知を図っていきます。

(3) 母子（父子）家庭高等学校生徒通学費補助金

【現 状】

本村に住所を有するひとり親家庭などの高等学校などに通学する生徒の保護者負担の軽減を図ることを目的として、通学に要する費用の一部を補助しています。

・母子（父子）家庭高等学校生徒通学費補助金の概要

	定期券がある場合	定期券がない場合
補助金額	(6か月定期券の額)×2÷3 (10円未満切り捨て)	(開校日数)×(往復運賃)÷3 (10円未満切り捨て) ※開校日数のすべての登校を要さない生徒は登校日数から計算
除外条件	徒歩・自転車など交通費がかからない交通手段の場合は対象外	

【推進方策】

本村のウェブサイトなどで制度の周知を図り、対象家庭が利用できるように推進します。

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

【現 状】

ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童・生徒の福祉を増進するために就学資金などの貸付を行っています。

貸付内容	事業開始資金、事業継続資金、就学資金、技能習得資金、就業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金など
------	---

【課 題】

長野県が実施している事業のため、長野県担当者と連携を図ります。

【推進方策】

本村のウェブサイトなどで制度の周知を図り、対象家庭が利用できるように推進します。

5 療育への取組

(1) 療育への取組

【現 状】

こども課、福祉課及び教育委員会などの連携の中で、早期からの支援が必要な児童やその保護者のニーズに応じた発達相談及び適切な支援に向けて取組んでいます。

【課 題】

現在の保育園児の状況において、本村の就学相談で教育支援委員会にエントリーする年長児の人数は、令和3年度（2021年度）18人、令和4年度（2022年度）13人、令和5年度（2023年度）7人、令和6年度（2024年度）10人と減少傾向にあります。一方で、教育相談員に対する就学にかかる相談件数は、延べ件数で令和4年度（2022年度）74件、令和5年度（2023年度）75件、令和6年度（2024年度）96件と増加傾向にあります。

【推進方策】

こどもの育ちをより丁寧に支援するために、関係部署・関係機関の連携を密にし、出生から18歳までの途切れのない支援を行います。

また、より成熟した社会をめざすために「障がい観^{*1}」について地域・保護者の啓発を今後も進めていきます。

(2) 医療的ケアへの取組

【現 状】

医学の進歩を背景として、NICUなどに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要なこどもたち（医療的ケア児）やその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育などの多職種連携が必要不可欠です。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児は年々増加し、医療的ケア児の心身の状況などに応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、令和3年（2021年）9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。その中で、地方公共団体は医療的ケア児が在籍する保育園、学校などに対する支援、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備などにおいて必要な措置を講ずるよう求められています。

本村では平成31年（2019年）4月に、医療的ケアを必要とする児童に対し、保育園などにおいて医療的ケアを実施するとともに、保育士及び学校職員その他関係者が医療的ケアに関する理解を深めることにより、当該児童が健康で安全に過ごすことができる環境を整備し、指導の充実を図ることを目的とした「保育園などにおける医療的ケア実施要綱」が定められました。

※1 障がい観：障がいに対する社会的、文化的、又は個人的な理解や見方を指し、障がい者に対する態度や支援のあり方に影響を与える重要な概念。

それらを受け、必要に応じて各学校において医療的ケア児などの病弱・身体虚弱児を専門的に受け入れる学級を設置し、支援の充実を図っています。医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自立支援協議会を協議の場として位置づけ、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげています。

【推進方策】

医療的ケアを受けようとする児童の相談を受けて、医療的ケア部会において主治医の意見などをもとに本村の関係各課などで検討し決定します。

決定内容に基づき、医療的ケアが必要となる児童に対して、看護師を配置して日常的なケアを行います。また、必要に応じて医療的ケア児コーディネーターを配置します。

6 障がい児施策の充実

(1) たけのこ園運営事業（児童発達支援事業）

【現 状】

小学校就学前の児童を対象として、育ちがゆっくりだったり、育児に心配のある家庭を支援します。保育士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの専門職を配置して、毎日の生活や遊びを通して、基本的な生活習慣を身につけたり、集団生活を楽しめる力をつけたりします。また、療育相談を行い、児童にとって、より良い発達ができるよう支援しています。

・たけのこ園の実績状況

	年間開園日数	入園児	併行通園利用児童
令和6年度実績	243日	5名	26名

(2) SST「にじいろクラブ」

【現 状】

発達や育児に専門的な関わりが必要な子どもと保護者を対象に、少人数でグループあそびを行っています。

様々なからだの動かし方・使い方を学んだり、見る力、聞く力、集団適応力、社会性などの発達を促すためのSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）を行っています。

・にじいろクラブの実績状況

	開催回数	実利用人数
令和6年度実績	37回	17名

(3) 相談支援事業所「みなみみのわ」運営事業（障がい児相談支援事業）

【現 状】

平成26年（2014年）5月から、「相談支援事業所みなみみのわ」を開設し、3名の相談支援専門員を配置しました。

相談支援専門員は、障がい児の障がい児通所支援サービスの利用申請手続きにおいて、心身の状況や環境、本人又は保護者の意向などを踏まえて「障がい児支援利用計画案」の作成を行っています。障がい児通所支援サービスの利用が決定した際は、サービス事業者などとの連絡調整、決定内容に基づく「障がい児支援利用計画」の作成を行っています。

・みなみみのわの実績状況

	利用延べ人数
令和6年度実績	58名

(4) 保育園等巡回相談

【現 状】

発達に何らかの支援が必要な児童を、早期発見・早期支援につなげるため、こども相談室相談員、たけのこ園職員、臨床心理士・言語聴覚士などのスタッフが保育園や村内在住のこどもが通っている認可外保育園や認定こども園などをまわり、巡回相談を実施しています。

・保育園等巡回相談件数

	相談件数
令和6年度実績	延べ442件（実人数145人）

(5) 障がい児保育

【現 状】

保育園生活を送るために何かしらの支援が必要な児童を各保育園で保育できるよう、必要に応じて保育士（支援保育士）を配置しています。また、必要に応じてたけのこ園との併行通園ができるよう児童発達支援事業の支給決定を行っています。

【課 題】

支援が必要な児童に応じて保育士の確保やたけのこ園との連携が必要となっています。

【推進方策】

たけのこ園と連携し、併行通園など療育と保育の充実を図るとともに、保護者支援の充実を図ります。

(6) 教育支援委員会

【現 状】

心身に障がいのある幼児、児童及び生徒の適切な教育支援をするため、南箕輪村教育支援委員会を開催しています。保育園・幼稚園、学校、教育委員会、こども相談室が連携しながら、適切な就学と学びの場の見直しが図れるよう本人・保護者との合意形成に努めています。

【課 題】

- 子育て支援体制の充実
- 療育支援の情報共有と継続的な支援体制の構築
- 該当する幼児・児童及び生徒の個別支援計画・個別の指導計画の活用
- 特別支援学級での一人ひとりの児童及び生徒の実情に応じた自立活動の展開
- 相談、啓発活動の充実
- 教育支援（就学相談）委員の資質向上
- 自情障学級^{※1}の入級判断

【推進方策】

- 就学相談の必要な幼児・児童、生徒への巡回相談及び個々に対応した支援の充実を図ります。
- 幼稚園・保育園、小学校及び中学校の接続・連携を強化します。
- 特別支援学級では、一人ひとりの実情に応じた自立活動を位置づけ原学級と連携を図ります。
- 家庭・地域における生活力やコミュニケーション力の向上から、本人の自立に向けた支援を進めます。
- 就学などの悩みに対して、安心して相談できる体制づくり及び支援体制の充実を図ります。
- 適切な就学が図れるよう本人・保護者との理解共有と調整に努めます。
- 自情障学級への入級判断を、全国共通基準を用いるなど明確にし、自立活動を中心とした支援の必要性を関係者で確認をします。

※1 自情障学級：自閉症や情緒障がいを持つ児童・生徒が、学校生活や社会生活に適応できるように支援することを目的とし、自閉症や情緒障がいを持つ児童に特化した支援を行うための特別支援学級。

(7) 特別児童扶養手当

【現 状】

精神又は身体に障がいをもつ児童・生徒について手当を支給することにより、児童・生徒の福祉の増進を図ることを目的として支給しています。20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童・生徒を家庭で看護、養育している父母などに支給しています。手当を受けるには、本村の窓口で必要書類を添えて請求のし、長野県知事の認定を受けることにより、支給されます。

・特別児童扶養手当の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none">・身体障がい…おおむね 1～3 級程度・知的障がい…A1、A2 程度・精神障がい…日常生活が不能、又は著しい制限を受けるもの
手 当	<ul style="list-style-type: none">・ 4月、8月、12月・それぞれの前月までの分について受給者が指定した金融機関への口座振込に支給

【課 題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】

対象者の把握をするため、保健師、医療機関、児童相談所などと連携を図り、また、広報などで事業の周知をし、児童福祉の増進を図っていきます。



(8) 障がい者等福祉手当

【現 状】

心身に重度の障がいがある方の経済的負担の軽減を図り、その人らしい暮らしを実現するための資金としていただけるよう、福祉手当を支給しています。

・障がい者等福祉手当の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の方で身体障害者手帳1級若しくは2級、又は療育手帳A1の方 ・20歳未満の方で身体障害者手帳3級若しくは4級、又は療育手帳B1の方
手 当	年2回（11月と5月）6か月分ずつ支給
手続き	福祉手当など受給資格認定及び支給申請書により村長に申請 村長が内容を審査し、支給の可否について決定後、当該申請者に通知

【課 題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】

手当支給がスムーズにいくように、また対象児童・生徒への福祉の増進を図るために事業の周知をしていきます。

(9) 障がい児福祉手当

【現 状】

この手当は、日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児に支給し、経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。

・障がい児福祉手当の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 視覚、聴覚、上肢、下肢、体幹、内部・・・おおむね 1～2級・ 知的障がい・・・知能指数おおむね 20 以下・ 精神障がい・・・常時介護を必要とする程度
手 当	認定請求した日の属する月の翌月分から、5月、8月、11月、2月の年4回支給
手続き	<ul style="list-style-type: none">・ 医師による所定の診断書の提出が必要・ 本村の窓口で必要書類を添えて請求の手続きをし、長野県知事の認定を受けることにより支給

【課 題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】

手当支給がスムーズにいくように、また対象児童・生徒に対する福祉の増進を図るために事業の周知をしていきます。

(10) 障がい児施設等訪問看護サービス事業

【現 状】

障がい児施設などに通園・通所する障がい児のうち医療的ケアを必要とする通園・通所障がい児などに対する保護者及び扶養義務者の付添介護の負担軽減や、リハビリテーションを行うことにより運動機能などの低下を防止するとともに、その発達を促すために施設を訪問して行う看護サービスに要する経費に対し、補助金を交付しています。

・障がい児施設等訪問看護サービス事業の概要

対象者	障がい児の保護者
対象経費	訪問看護ステーションから派遣された看護師が、施設において対象通園障がい児など1人につき1日60分以内で行った医療的ケアに要する経費
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護実施の承認 <ul style="list-style-type: none"> ・主治医など関係機関の訪問看護実施の承認を得る ・南箕輪村障がい児(者)施設などにおける訪問看護実施承認申請書により村長に申請 ・村長が内容を審査し、訪問看護実施を承認後、当該申請者に通知 ○交付申請 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付申請をしようとするときは南箕輪村障がい児(者)施設など訪問看護サービス事業補助金交付申請書により村長に申請 ・村長が内容を審査し、交付の可否を決定後、当該申請者に通知 ○実績報告 <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業が完了したときは、南箕輪村障がい児(者)施設など訪問看護サービス事業実績報告により村長に報告 ・村長が内容を審査し、補助金の額を確定後、当該申請者に通知 ○補助金の請求 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金を請求しようとするときは、南箕輪村障がい児(者)施設など訪問看護サービス事業補助金請求書より村長に提出

【課 題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】

利用者に対して制度の周知を図り、付添介護者などの負担軽減ができるよう努めます。

(11) 重度障害児（者）日常生活用具給付等事業

【現 状】

地域生活支援事業の1つで、在宅重度障がい児（者）に対し、浴槽、訓練ベッドなどの日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

対象者は申請書の提出が必要であり、用具や工事によっては図面や見積書が必要になります。提出された申請書の内容を審査し、工事の場合は完了時に確認をして決定します。

【推進方策】

障がい児（者）がよりよい日常生活を送れるように、制度の利用を推進していきます。



(12) 心身障害児（者）タイムケア事業

【現 状】

心身障がい児（者）が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、登録介護者に介護委託することにより、その心身障がい児（者）及び家族の地域生活を支援することを目的としています。

・心身障害児（者）タイムケア事業の概要

対象者	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児及び重度身体障がい者
登録介護者	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを受けようとする者からの申出などにより、本村において登録を行ったもの ・心身障がい児(者)の近隣に在住する者又は知人。ただし、当該心身障がい児(者)との関係が扶養義務者及び生計を一にして同居する者は除く。ただし、やむを得ない事情がある場合で、村長が認める場合には扶養義務者を登録介護者の対象とするものとする。 ・南箕輪村社会福祉協議会、心身障がい児(者)施設を運営する社会福祉法人、福祉公社並びに別に定める要件に該当する民間団体
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○利用登録 <ul style="list-style-type: none"> ・タイムケア事業利用登録証交付申請書に、タイムケア事業利用者状況表を添えて村長に提出 ・村長は、その必要性及びその内容を審査し、利用登録の可否を決定し当該申請者に通知 ○サービス利用 <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ利用登録証に記載された登録介護者と協議し、利用日時などの承諾を受ける ・利用登録証に記載された登録介護者に利用登録証を提示することにより行う ・登録介護者は、申込みがあったときは、速やかにサービス提供の可否を決定 ・登録介護者及び登録利用者は、サービスの提供が終了した場合、利用登録証及びタイムケア事業利用確認票に利用時間などの所定事項をそれぞれ記入のうえ、確認のための押印などの処理を行う ・登録介護者は、上記手続きを行った後、利用登録証を登録利用者に返還(委託料の請求) ・登録介護者はサービスの提供を行った場合、当該月分を取りまとめタイムケア事業経費請求書に当該利用確認票の写しを添付して、翌月の10日までに村長に提出 ・村長は、請求内容を確認のうえ、速やかに委託料を支払う
サービス利用時間	利用登録証の有効期間内において、1人300時間を限度とする
令和6年度実績	1か月当たり3人

【課題】

障がいのある人の地域生活を支援するために、障がいのある人への理解はもちろん、家庭における介護者への理解も必要です。また、障がいのある人のニーズに応えるため、さらに福祉サービスを充実させていく必要があります。

【推進方策】

今後も、障がいのある人へのサービス利用援助を図っていくとともに、心身障がい児（者）の介護体制の充実を目的に、事業を推進していきます。

(13) 「障害者総合支援法」に基づく支援事業

【現状】

障がいの有無にかかわらず、基本的人権をもつ個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図り、障がいの有無に関わらず村民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会に寄与することを目的としています。

サービス及び給付などの支援を受けるときは、申請書と障がいがあることが分かる書類などの提出が必要となります。

・ 「障害者総合支援法」に基づく支援事業の概要

対象者	18歳未満の身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）と対象の難病による障がいがあり、支援を必要とする方
支援の種類	○自立支援給付 ・障がい福祉サービスを申請する際に受ける「計画相談支援」などの相談支援 ・介護支援に関わる「介護給付」・就労や生活の支援に関する「訓練等給付」 ○地域生活支援事業 ・理解促進研修 ・啓発 ・相談支援 ・成年後見制度利用支援 ・成年後見制度法人後見支援 ・意思疎通支援 ・日常生活用具給付など ・手話奉仕員養成研修 ・移動支援 ・地域活動支援センター ・日中一時支援 ・訪問入浴 ○補装具費の支給
利用の流れ	市町村窓口で申請 →障がい支援区分の認定 →利用計画（案）の作成 →サービス担当者会議 →利用計画の作成（決定）→市町村が給付を決定 →サービス利用・定期的なモニタリング
令和6年度実績	移動支援9人 訪問入浴1人 補装具支給決定数 交付：2件 修理2件

自立支援給付は、障がいの状態によって「介護保険法」の規定による介護給付、「健康保険法」の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付、又は事業や政令で定めるもので、自立支援給付に相当するものを受けたり利用することができるときは、給付とならない限度が定められています。

また、障がい福祉サービスの利用にあたっては、項目や所得によって負担の減免や、サービスの利用回数に関わらず無料又は一定の費用となる上限が設けられています。

【課題】

医療的ケアが必要な方が利用できる短期入所施設が不足しており、介護者の急用時などに十分対応できていないのが現状です。医療的ケアが必要かどうかにかかわらず、障がいのある子どもやその介護者の地域生活を支援する体制づくりが必要です。

【推進方策】

今後も、障がいのある人へのサービス利用援助を図っていくとともに、心身障がい児の介護体制の充実を目的に、事業を推進していきます。



(14) 「児童福祉法」に基づく支援事業

【現 状】

すべての児童は、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長と発達、自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利があります。児童が良好な環境において生まれ、社会のあらゆる分野で児童の年齢や発達の程度に応じ、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、児童の保護者を支援することを目的としています。

・ 「児童福祉法」に基づく支援事業の概要

支援の種類	<p>○福祉の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小児慢性特定疾病医療費の支給（長野県） ・ 障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費及び高額障がい児通所給付費の支給 ・ 肢体不自由児通所医療費の支給 ・ 障がい児入所給付費、高額障がい児入所給付費及び特定入所障がい児食費など給付費の支給（長野県） ・ 障がい児入所医療費の支給（長野県） ・ 障がい児相談支援給付費及び特例障がい児相談支援給付費の支給
令和6年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援給付支給決定者数（児童の支給決定） 7人 内訳 居宅介護1人 行動援護3人 就労移行支援1人 生活介護1人 短期入所3人 ・ 障がい児相談支援117人 児童発達支援34人 放課後等デイサービス81人 保育園など訪問支援3人

【課 題】

育ちがゆっくりな児童や育児に心配のある家庭の支援をするため児童発達支援を行っています。しかし、「障がい児通所支援」という名前もあり、心理的に支援を受け入れにくい状況もあります。

【推進方策】

今後も、障がいのある児童へのサービス利用支援を図り、障がいに対する理解・啓発とともに、心身障がい児の介護体制の充実を目的に、事業を推進していきます。

(15) 自立支援医療（育成医療・精神通院医療）

【現 状】

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

「指定自立支援医療機関」と呼ばれる、都道府県又は政令指定都市によって定められた病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションでのみ利用することができます。通院治療などの医療費が原則1割負担となりますが、世帯所得や「重度かつ継続」の該当の有無によって、月ごとの負担上限額が決まっています。月額上限負担額を超えた分の金額は公費でまかなわれています。

・自立支援医療の概要

対象者	精神通院医療：統合失調症などの精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的にする必要のある方（含発達障がい） 育成医療：身体に障がいのある児童・生徒で、その障がい除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）で、医師の診断書で治療の必要性が確認できる方
対象となる主な障がいと治療例	○精神通院医療：精神疾患→向精神薬、精神科デイケアなど ○育成医療 ・肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術 ・視覚障がい・・・白内障→水晶体摘出術 ・内部障がい・・・心臓機能障がい→弁置換術、ペースメーカー埋込術、腎臓機能障がい→腎移植、人工透析
令和6年度実績	育成医療1件（更新）精神通院医療2件（新規） 1件（更新）

【課 題】

本村独自による対象者の把握は困難ですが、医療機関から自立支援医療の対象となる旨の連絡体制ができているため、比較的滞りなく運用できています。

【推進方策】

今後も広報などにより周知を図るとともに、医療機関との連携を密にし、申請漏れのないよう事業を推進していきます。

7 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 学校改築事業

【現 状】

児童・生徒数の増加に対応するため、南箕輪村学校給食センターが完成し令和6年(2024年)4月から稼働しています。

(2) スポーツ環境の整備事業

【現 状】

長野県や本村の中学生期のスポーツ活動指針に基づく子どもたちの育ちに応じた適正で効果的な活動を通して、生涯にわたり運動に親しむこどもの育成をめざすため、楽しくスポーツや運動を行うことのできる環境づくりに取り組んでいます。

・整備事業の概要

(1) 安全・安心に利用できる施設環境の整備	
スポーツ施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・村民が既存のスポーツ施設を安全・安心に利用し、健康増進を図れるよう、計画的な維持管理に努め、適切な運営方法について検討 ・各種目の実施に適応した設備・器具の充実を図り、定期的な点検と適切な管理を実施
信州大芝高原のスポーツ・レクリエーション施設及び森林セラピーロードの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「大芝高原将来ビジョン」や「南箕輪村大芝高原施設整備計画」などに基づき、健康増進を目的に利用者が安全・安心に利用できるよう、適正な運営と維持管理を図る
老朽化した施設の計画的な改修	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な視野に立ち、持続可能な施設となるよう計画的に整備 ・トイレなどのユニバーサルデザイン^{*1}化の推進
(2) 利便性の高い施設環境の整備	
複合施設の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが健康づくりや気軽にスポーツを楽しむことのできる場として、また競技スポーツを「する」「みる」「ささえる」場として多目的に利用できる複合施設(体育館、柔道場、トレーニングルーム、ダンススタジオなど)の新設について検討
スポーツ施設予約システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の予約や空き状況の確認などの予約システムにおける、利便性の向上

※1 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることをめざした建築(設備)・製品・情報などの設計。

学校体育施設の開放	<ul style="list-style-type: none"> ・村内小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で、地域住民（登録団体）に開放し、より効果的な活用ができるよう適切な維持管理・運営について研究 ・高等学校及び大学など施設の空き時間を村民に提供してもらうために、高等学校・大学などとの連携
施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育施設や公共スポーツ施設のバリアフリー化を推進
関連付属施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性向上のための、駐車場など関連付属施設の改善・整備
村有施設・土地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターや公民館などの施設、公園や空き地などをニュースポーツや競技人口の少ないスポーツの活動場所・健康づくりなどの場としての有効活用の検討
公園の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の本村の人口増加に対応し、各地区の住民が気軽に足を運び、からだを動かすことのできる場として、公園の整備・設置を推進
スポーツ施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわくクラブをはじめとするスポーツ関係団体と連携し、利用頻度の低い平日昼間を活用しスポーツ教室を開催するなど、スポーツ施設の効率的な運用
(3) 障がい者スポーツ環境の整備	
社会スポーツ施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無や年齢、性別に関わらず、誰もが安全で安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン化によるスポーツ施設の整備
障がい者スポーツ大会・スポーツ教室・イベントなどへの参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県や郡主催の障がい者スポーツ大会など、各種機関の主催するスポーツ教室・イベントなどについて周知・啓発し、スポーツ参加機会の増進を図り、共生社会の実現 ・スポーツを通じた、障がい者の自立と社会参加の推進
障がい者スポーツの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツを見たり体験したりするイベントの開催 ・教室などの開催を通して、交流や相互理解を深め、障がい者スポーツの普及 ・スポーツ推進委員や関係団体と連携し、障がい者スポーツを支える人材の発掘や育成 ・広報やホームページなどを活用した、障がい者スポーツに関する情報提供
(4) 中学生期のスポーツ・文化芸術活動のための環境整備	
中学校部活動の地域展開	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動機会の提供と教員の働き方改革の推進の確立に向けて、本村の実情に応じた休日の地域クラブへの展開のための環境整備（令和5年度（2023年度）から準備を進め、令和7年度（2025年度）4月から12クラブにおいてスタート【男女バレー、男女ソフトテニス、男女バスケットボール、サッカー、野球、卓球、剣道、吹奏楽、美術】）

○NPO法人南箕輪わくわくクラブ

「いつでも」「どこでも」「だれとでも」そして「いつまでも」気軽に楽しめる、地域に根差したスポーツ環境づくり、こころとからだも豊かな人づくりと、笑顔あふれる元気で健康なむらづくりをめざし、平成14年（2002年）3月に設立した総合型地域スポーツクラブです。

スポーツスクール	太極拳、ソフトテニス、硬式テニス、空手、剣道、卓球、フライングディスク、フェンシング、野球、Jr.バスケットボール、Jr.バレーボール、少林寺拳法、キッズスポーツアカデミー、ダンス、ドッジボール、サッカー
カルチャースクール	茶の湯、太鼓、吹奏楽、美術
イベント	スポーツ教室、ランニングスクール、ブレイクダンス体験 など

○教育委員会・公民館などの取組

各種スポーツ大会を通して、スポーツに親しむ意欲や態度を育成すると共に、地域や学年を超えたこどもの交流や世代間交流を行えるようにしています。

・教育委員会・公民館などの取組の概要

イベント	時期	対象	主催
まっくんスポーツフェス (ニュースポーツなど)	9月	小学生	公民館・スポーツ推進委員会
その他 各課企画のこども参加のスポーツイベント			
令和6年度実績	<ul style="list-style-type: none"> まっくんスポーツフェス ブース:あいさつシール、ディスクゲッター、ボッチャ、モルック、謎解き 参加人数:120人 		

【課題】

積極的にスポーツをする子とそうでない子との二極化が見られ、運動習慣が身につけていないこどもに対する支援の充実が課題となっています。

【推進方策】

本村の課題をスポーツ関係者や団体だけでなく、家庭やこどもの育成に関わるすべての機関や団体が受け止め、すべてのこどもたちが運動に親しむことのできる環境を整えるようにします。

(3) 大芝こども未来塾

【現 状】

夏休みの期間中、自然体験学習や地域の方との交流を通じてふるさとのすばらしさの発見や新たなコミュニティの形成を目的として、村公民館や大芝高原などを会場として実施しています。

・大芝こども未来塾の概要

時 期	7月下旬又は8月上旬
場 所	村公民館、大芝高原など
対 象	小学生
内 容	○児童の皆さんが、主体的に活動に取り組むことを大事にしています。 ・夏休みの宿題自習、森林学習、大芝公園内オリエンテーリング、プラネタリウム、昔遊び、英語ゲーム、工作(キーホルダー作り、うちわ作り) など ・村公民館に1泊 食事(夕食・朝食) 作り、流しそうめん、片付け
令和6年度実績	参加児童数30人 スタッフ・ボランティア29人

【課 題】

ボランティアの方たちとの交流はこども未来塾にとって重要な目的の1つですが、ボランティア参加者が固定化しており、高齢化も進んでいます。継続的な運営のためにも新たなボランティア参加者の確保が必要です。

【推進方策】

地域の高校生や学生にもボランティアの協力を仰ぎ、ボランティア参加者を確保します。また、相互の交流を深められる企画及び内容を充実させ、こどもたちと地域の方たちとの交流を通じた新たなコミュニティ形成を図っていきます。

(4) 大芝公園施設の整備充実

【現 状】

大芝高原は昭和40年(1965年)代にスポーツ公園として開発が始まって以来、次第に高原内の整備が進み、スポーツのみならず、観光、健康づくり、憩い、地産地消、防災など、多様な面を持つ本村のシンボルとして発展してきました。一方、施設の老朽化やアカマツの松枯れの増加などの課題を抱えています。

本村では令和4年(2022年)6月に策定された「大芝高原将来ビジョン」(以下「将来ビジョン」)を踏まえ、公園全体及び公園内の既存施設の再整備や配置を予定する施設などの具現化を図るために、対象となる施設などの事業費や財源の検討などを行いました。また、既存の各種関連計画との整合調整を図りながら、大芝高原の価値を維持できるように「大芝高原施設整備計画」(以下「施設整備計画」)が策定されました。

【課題】

将来ビジョンや施設整備計画に基づく各施設の整備、特に老朽化した施設や旧プール跡地の利活用が課題となっています。また、多様な人々、特に障がいのある方々が、分け隔てなく観光や自然に親しめるよう適切な配慮を行い、誰もが利用しやすい環境整備が必要です。

【推進方策】

交流人口・関係人口の増加と地域活性化に向け、本村の魅力、現在の観光資源を有効活用しながら多面的な取組を一体的に推進し、観光・交流機能の充実に努めます。

また、施設整備について将来ビジョンや施設整備計画に基づくとともに、誰もが安心して利用できるよう、ユニバーサルフィールド^{※1}化をめざし、遊具の安全対策など安全・安心な公園環境づくりを進めます。

(5) 青少年健全育成事業

【現状】

本村の子どもたちを守り育てる意識を高め・醸成し、家庭・学校・地域や子どもに関わる機関や団体が、それぞれの教育機能を発揮できるように支援するとともに、一体となって取組む体制を整え、村全体で子どもたちの健全育成に取り組んでいます。

○教育委員会

・共育の日

これまで毎月23日に保育園や図書館を主体としてノーメディア・デイ（メディア利用を控え読書に親しむ）を行ってきましたが、令和元年度（2019年度）より毎月23日を「共育の日」として家庭・学校（子育て支援）・地域が連携して取り組んでいます。

家庭の取組：メディア利用を控え、子どもとふれあうことを大切に取組みます。

学校の取組：「おはよう」「こんにちは」などあいさつ運動に取り組めます。

地域の取組：「いってらっしゃい」「おかえりなさい」など、子どもを見守る声かけ運動に取り組めます。

※1 ユニバーサルフィールド：物理的障害、設備の有無を意味するものではなく、身体的、心因的状态の異なる多様な人間同士が着想や人の手を用いて、誰もが実用可能となる環境。

• SNSなどの利用

情報化社会の急激な進展の今、子育てにおいてSNSなどを利用して情報を得たり、発信したりできるとても便利な社会になってきている反面、こどもたちが犯罪などに巻き込まれるリスクも増加しています。

正しいSNSなどの利用について「スマートフォンやタブレット端末などが身近になっている時代のこども・保護者はどんなことに気を付け、どんな準備が必要なのか」について、学習の機会を用意しています。

• あいさつ運動

信州あいさつ運動と連動し、学校や地域でのあいさつ運動を推進しています。

○青少年健全育成協議会

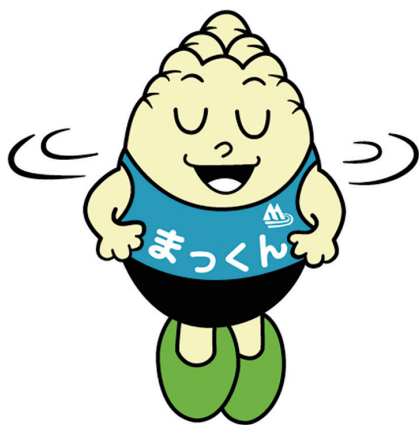
青少年健全育成の推進及び連携を図るために、地区育成会長と地区青少年健全育成推進員による青少年健全育成協議会が設置されました。協議会では、青少年健全育成のための調査研究や総合的企画、広報に関することなどを行っています。

【課 題】

地域における育成活動の活性化を図るために諸関係団体と連携して活動を展開していく必要があります。また青少年活動に重要な役割を果たす指導者や団体リーダーの養成も必要です。

【推進方策】

青少年健全育成協議会が、地域社会における青少年健全育成の核となり、村ぐるみの青少年健全育成活動を進めていきます。



8 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 児童公園の整備

【現 状】

地区などで整備した公園も含め、現在19か所の公園が住民同士の憩いの場として整備されており、1か所が整備中です。

種 類	名 称	種 類	名 称
都市公園	田畑児童公園	児童遊園	南殿児童公園
//	神子柴公園	//	南殿ふれあい広場
//	大泉公園	//	田畑交通公園
//	大芝公園	//	沢尻児童公園
児童遊園	久保公園	//	南原公園
//	児童遊園地（中込）	//	唐松公園
//	中込区遊園地	//	大芝ふれあい広場
//	塩ノ井公園	//	北原ふれあい広場
//	北殿駅前公園	//	大泉新公園（仮称）
//	南殿親水公園		こども館

【課 題】

大芝公園以外の公園維持管理は各区になります。古い施設が多く、遊具の修理・撤去が必要なものもあります。また、こどもやその保護者の交流の場として、東屋やベンチの整備が求められています。

【推進方策】

新たな公園の整備については、地元要望があり必要と認められた場合、整備していきます。また、村内すべての公園において、遊具の点検を実施し、点検結果に基づき修繕を進めていきます。特に遊具のない南原公園には、新たに設置する必要があります。

また、新しく整備する大泉新公園（仮称）や多くの人が集まる大芝公園では、必要に応じて遊具などの整備を検討します。

管理を行う地元区と協議し、必要に応じてベンチの設置を検討します。

(2) こどもの交通安全対策

【現 状】

次世代を担うこどもたちを交通事故から守る活動を推進しています。

村交通安全協会の協力を得て、交通安全教室を開催し、交通ルールの習得と正しい自転車の乗り方や自分の身を守ることの大切さなどを学んでいます。

また、地区役員や見守りボランティアによる登下校時の街頭指導やPTAを中心に通学路の危険箇所点検を実施し、こどもたちの安全を確保するための対策や、交通安全指導を実施しています。

【推進方策】

通学路安全プログラムに基づいた対策を実施するとともに、交通安全教育にも重点を置いて活動を推進します。また、こどもたちの目線から見た安全を考慮し、グリーンベルト^{*1}やスクールゾーン、キッズゾーンを設定できるよう関係機関と協議を行います。

○歩道の整備

【現 状】

交通量が多く、歩行者が危険な道路への歩道整備を行っています。

【課 題】

交通量の多い道路で、歩道が整備できていない場所が多くありますが、歩道整備のための用地の確保や地権者の承諾、事業費の増大が課題となります。

【推進方策】

交通量が多い通学路を中心に、歩道がない道路への歩道整備を推進していきます。また、歩道の安全確保のため、既設の歩道のマウントアップ解消（段差解消）を進めていきます。

○通学などのための交通対策事業

【現 状】

本村の道路は、国道153号及び県道伊那箕輪線、広域農道が幹線道路として南北方向に走り、これらを東西に結ぶ県道や村道によって、格子状の道路網が形成されています。そして、2小学校、1中学校、1高等学校、1大学、1短期大学校が点在しますが、これら通学路の一部には、必ずしも安全とはいえない箇所が見受けられます。

近年、全国では、集団登校の列に自動車が飛び込み、通学児童が犠牲となる交通事故が相次いで発生するなど、児童・生徒が安全に通学できるための対策などが急務になっています。本村でも、地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取組み、関係機関の連携を密に児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていくことを目的に、令和6年（2024年）4月に「南箕輪村通学路 交通安全プログラム」を改定しました。

【課 題】

車社会である地方において、電車やバスといった公共交通は採算性が悪く、ダイヤ、路線の維持が大変困難な状況です。バスに関しては、路線維持のための経費も多額であり、「まっくんバス」「伊那本線」を含め、新たな公共交通システムを検討していく必要があります。

※1 グリーンベルト：歩道が設けられていない道路の路側帯に緑色のカラー舗装を施したエリア。

【推進方策】

現状の電車、バス路線のダイヤの維持を基本としつつ、「まっくんバス」や「伊那本線」、「西箕輪線」を含めた新たな公共交通システムの検討をします。

(3) 防犯活動の推進**【現 状】**

子どもたちを非行から守るため、南箕輪村防犯協会や青少年健全育成協議会、PTAや事業所などの様々な団体と連携をし、活動を行っています。

南箕輪村防犯協会との連携を強化し、“見せる防犯”のひとつとして、青色回転灯装備車を活用した防犯パトロールを実施するなど犯罪発生防止に努めます。また、安全見守りボランティアの拡充に努め、こども見守りパトロールなど、村民との協働による安全・安心なむらづくりを促進しています。

○見守り声かけ運動

地域ぐるみでこどもの安全を見守るむらづくりを進めるために、『「いってらっしゃい・お帰りなさい」見守り声かけ運動』を地区公民館などの関係機関や諸団体と連携して行い、こどもの安全を見守る意識を醸成しています。

○青少年健全育成協議会の取組

青少年に有害な社会環境排除県民運動として、各地区育成会と連携して、地域の店舗などの巡回活動を行い、青少年への有害な環境について点検し、必要により事業主に要望をしています。

【課 題】

地域住民による子どもたちへの声かけ運動などまだまだ不十分な面があります。

見守りボランティアの高齢化が進む中、新たなボランティアの成り手が不足している状況です。

【推進方策】

引き続き、青少年が犯罪に巻き込まれないような環境整備を進めます。

9 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

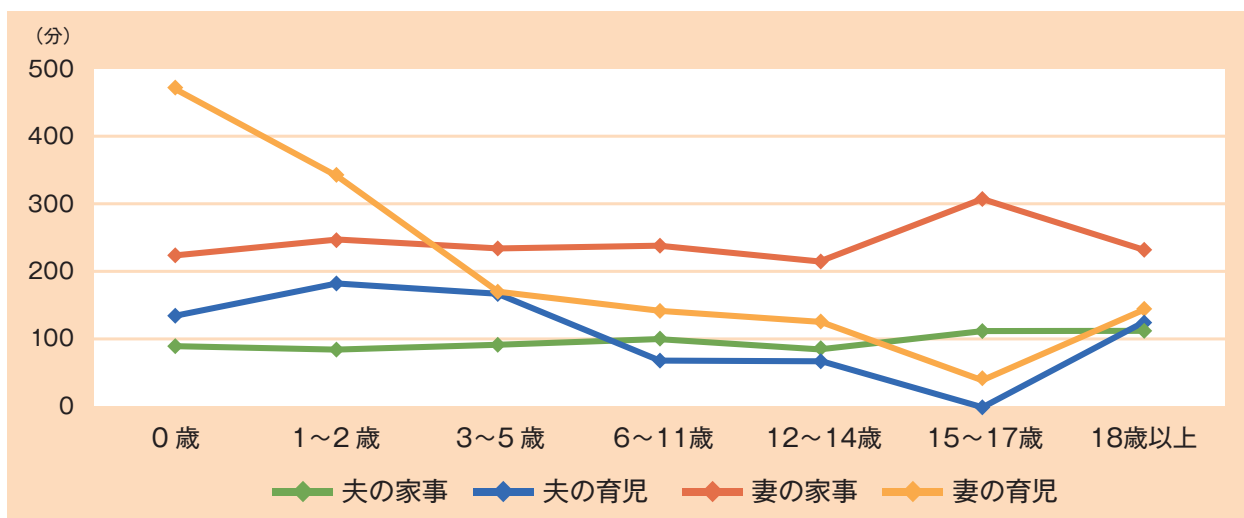
(1) 職業生活と家庭生活との両立

【現 状】

社会生活基本調査によると、女性は男性に比べ家事・育児に従事する時間が長くなっています。2歳までのこどものいる世帯では妻の育児時間は非常に長くなっていますが、こどもの成長に比例し短縮しています。夫の育児時間も同様の傾向が見られますが、1～2歳において最大80分の従事にとどまっています。

妻と夫の家事時間については、こどもの成長にあまり左右されず推移しており、妻は3～5時間、夫は2時間以内となっています。

【末子の年齢別家事・育児に従事する1日当たりの時間（長野県）】



【資料：令和3年（2021年）社会生活基本調査（総務省統計局）】

女性再就職トータルサポートセンターを軸に、子育て中の母親に対し仕事と子育ての両立を図れるよう、相談から就業のあっせん、セミナーの開催やスキルアップへの支援などを実施しています。一人ひとりに合った相談を行い、令和6年度（2024年度）には30名を就職につなげることができました。

また、妊婦や乳幼児に対しては、様々な健診事業や相談事業が充実しており、受診しやすい体制が整っています。

【課題】

乳児保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育の特別保育の体制を整備したため、利用者は増加傾向にありますが、人材の確保が厳しい状況にあります。また、母子・父子家庭への子育て支援として手当の支給や保育料減免を行っていますが、身内に頼れない孤立している親子の把握や相談など支援につなげることが求められています。

【推進方策】

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性、職場でステップアップしたいと希望する女性など、自らの意志によって働き、また働こうとする女性とその思いを叶えることができるむらづくりを推進します。

家庭責任の多くを女性が担っている現状を踏まえ、女性が職業生活と家庭生活との両立を図りながら職業生活において活躍できるよう、「南箕輪村男女共同参画計画」に基づき、官民一体となった取組を促進していきます。

- 男女の均等な機会と待遇の確保など、性差別のない雇用機会の整備
- 長時間労働などの見直しと多様な働き方の推進
- 育児・介護などの支援充実による仕事と生活の調和
- 結婚・出産・育児などで離職した女性の再度就業に向けた支援
- 農林業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進

(2) 女性の就業支援（子育て女性再就職トータルサポート事業）

こどもを安心して産み育てられるよう、多世代が関わり合いながら社会全体で子育てをサポートする環境づくりを進め、「こどもを産み育てやすい村」をめざします。

また、本村の「将来展望人口」を実現し、人口減少に転じる時期を遅らせるためには、こどもの数を減らさないことが必要であり、そのために、子育て世帯への切れ目のない支援に取り組めます。産業の振興による「働く場の確保」は、地域の活力と持続可能な地域づくりに必要不可欠であるため、村内の企業を支援し雇用を創出します。

○女性就業支援トータルアドバイザーの設置

本格的な就業準備の前に、子育てと仕事のバランスなど全般的に相談できる「女性就業支援アドバイザー」をこども館に設置します。

○就業前の準備セミナー開催

子育てや自分の生活スタイルに適合した働き方について考えてもらうためのセミナーを開催します。

○就業前後のサポートプログラムの実施

- ・マナー講習や履歴書・資料作成指導などサポートプログラムを実施します。
- ・就職前の職場見学のほか、就業後のサポートも実施します。

○仕事の創出

こどもを預けて外で働くことができない層に向け、在宅ワークや創業などについて啓発活動や試行的取組を行い、新たな働き方を模索します。

10 こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

(1) こども館

【現 状】

本村の未来を担うすべてのこどもたちが、限りない夢と想像力を持ち、健やかに成長していくために、成長段階に合わせた子育て支援・相談をはじめ、こどもたちが「学び・遊び・交流」ができ、幅広い世代の人たちと交流ができる「みんなの憩いの場」をめざします。

子育て支援拠点施設「こども館」・「すくすくはうす」を拠点に、ニーズに応じた保護者間の交流機会の充実を図り、保育園やこども館、子育て支援団体、児童相談所、医療機関などの関係機関との連携強化により、地域で子育てを支える体制の整備を促進しています。

また、こども館を中心に、児童に向けたイベントや遊びの指導、学習支援など子育て支援の充実を図るとともに、こどもの居場所の確保に努め、就学前のこども達が学び、遊び、様々な体験ができる場を提供しています。

・こども館の概要

利用対象者	・0～18歳までの児童・生徒とその保護者及び交流に関わる方
利用料	・「ゆいサポ南みのわ」の利用料・年会費は無料 ・「ながのマッチングシステム」の登録は有料（2年間で10,000円）

* 開設日・開館時間については、本村のWEBサイトをご確認ください。

【課 題】

放課後児童クラブとしての機能が果たされています。一方、こども家庭センターとして0歳から18歳までのこどもとその保護者などが相談できる施設としての役割が期待されていますが、その機能は十分に発揮できていません。

【推進方策】

こども家庭センターとしての機能を充実させるため、妊産婦や乳幼児の健診などができる機能を有する施設となるよう検討していきます。

また、放課後児童クラブのこどもだけでなく、多くの村民の憩いの場となるよう、遊具を備えた公園を整備し、施設運営に取り組めます。

(2) 保育園

【現 状】

保育園や児童相談所、医療機関など、関係機関との連携強化を促進し、地域で子育てを支える体制の整備を促進し、保育園・小学校・中学校が連携して基本的な生活習慣の育成を図り、発達や学びの連続性を踏まえ、一貫した子ども達の豊かな人間力形成を推進しています。

村内5か所の保育園では、多様な保育ニーズに対し、一時的保育や長時間保育を行っています。保育園施設の長寿命化を図るため、計画的に改修などを行っています。

また、伊那中央行政組合と上伊那医療生活協同組合に委託し、病気治療中又は回復期にある児童を一時的に預かる病児・病後児保育を実施しています。

【課 題】

学校や保育園、その他関係機関が一体となって子育て支援施策の一層の充実や家庭・地域の教育力の向上を図り、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが必要です。

【推進方策】

必要に応じた保育園施設などの計画的な改築・補修整備を進めます。

また、未満児の受け入れ態勢の充実を図るため、必要に応じた保育園施設の改修及び整備についても検討します。

(3) 公園整備

①大芝公園施設の整備充実（再掲）

⇒P147 参照

②児童公園の整備（再掲）

⇒P150 参照



第6章 計画の推進体制

1 関係機関との連携

本村は、本計画を推進していくために、全庁的な調整のうえ、地域住民や職場、学校、教育・保育事業者など多様な関係者の協力を得て、施策・事業の総合的・計画的な推進をしていきます。

また、長野県、教育・保育施設事業者との連携及び協働体制の構築・強化を図り、こどもとその保護者を中心に据えた施策展開をしてきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するために、主な事業における庁内関係各課及び関係機関等の取組の状況や成果・課題など進捗状況の点検を行いPDCAサイクルに基づき管理します。

進捗状況については、必要に応じて「子ども・子育て審議会」に報告を行うことで、外部からの視点も取り入れていきます。また、適宜計画の見直しなどを実施し、本村における「こども計画」の推進を図ります。

